

平成17年決算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成17年12月13日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 3時06分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

認定第 3号 平成16年度旧土別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成16年度旧土別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成16年度旧土別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成16年度旧土別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成16年度旧土別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成16年度旧土別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成16年度旧土別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成16年度旧土別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成16年度旧土別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第12号 平成16年度旧土別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第13号 平成16年度旧土別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

閉議宣告

出席委員（21名）

委員 小池 浩美 君

委員 岡田 久俊 君

副委員長 神田 壽昭 君

委員 寺下 亘 君

委員 田宮 正秋 君

委員長 池田 享 君

委員 齋藤 敏一 君

委員 斉藤 昇 君

委員 小貫 勝太郎 君

委員 阿部 豊吉 君

委員 西尾 寿之 君

委員 秋山 武四郎 君

委員 岡崎 治夫 君

委員 山田 道行 君

委員 遠山 昭二 君

委員 柿崎 由美子 君

委員 山居 忠彰 君

委員 近藤 礼次郎 君

委員 中村 稔 君

委員 富長 俊磨 君

委員 牧野 勇司 君

事務局出席者

議会事務局長 辻本幸慈君

議会事務局
総務課長 藤田功君

議会事務局
総務課主査 浅利知充君

議会事務局
参事 岡田成治君

議会事務局
総務課主幹 近藤康弘君

議会事務局
総務課主事 岩端聖子君

(午前10時00分開議)

副委員長(神田壽昭君) ただいまの出席委員は20名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の委員会を開きます。

副委員長(神田壽昭君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。
なお、池田 享委員長から遅参の届け出があります。

副委員長(神田壽昭君) それでは、12日に引き続き総括質問を行います。

柿崎由美子委員。

委員(柿崎由美子君) 総括質問をいたします。

初めに、食育基本法とその取り組みについての質問です。

食育基本法が平成17年6月10日に第162回国会で成立しまして、7月15日に施行されました。この法律の中で、食育というものの位置づけとして、1つには、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの、もう一つは、さまざまな経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとあります。

この法律の制定された目的ですが、今食に関してはいろいろな問題が起きておりますけれども、この目的として、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することにある」と書かれています。

いろいろな問題のその法律がつけられた背景には、食をめぐる問題がありますけれども、その問題が次のように挙げられておりました。1つには、食を大切にする心の欠如。それから、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加。肥満や生活習慣病の増加。過度の痩身志向、やせたいという志向です。食の安全上の問題の発生。それから、食の海外への依存。最後に、伝統ある食文化の喪失とありまして、これらに対する抜本的な対策として、これを国民運動として食育を強力に推進するためとして法律が制定されました。

私たちの食生活は、ライフスタイルの多様化に伴って大きく変化してきました。その中で、食を大切にする心や、すぐれた食文化が失われつつあります。また、栄養バランスの崩れや不規則な食事の増加、正しい知識を持たない人の増加といったような、そのような問題が生じておまして、健全な食生活を今取り戻していくことが必要になってきていると言われております。

食は、命と直接結びついている大事なものであるにもかかわらず、非常に今乱れてきております。食育というものは、本来家庭教育とっておりましたが、今や国民運動として取り組む事態になっていることに、少々驚きと戸惑いがあります。

これまでも文部科学省、厚生労働省、農林水産省などが中心になってさまざまな取り組みを進めてきたということですが、食に関しては非常に幅が広く、奥も深いものですが、きょうはその中の子供たちのことについて少しお聞きしたいと思います。

今、子供たちの現状として、朝食を食べない、子供だけでぼつんと1人で朝食を食べている、それから、肥満傾向の子供の割合の増加が上げられていますが、そこで小学校、中学校で調査されている実態として、朝食抜きの子供の割合はどのくらいでしょうか。お聞きします。

副委員長（神田壽昭君） 小山内学校教育主幹。

学校教育課主幹（小山内弘司君） お答えいたします。

朝食抜きの子供につきまして、市内の児童・生徒全体を把握した数値はございませんけれども、市内大規模小学校で、朝食について平成16年度及び17年度の調査した結果がございますので、御報告申し上げます。

朝食を時々とらない児童が16年度で18%、17年度では17%、朝食を全くとっていない児童が16年度及び17年度ともに2%となっております。また、本年3月に文部科学省が実施いたしました義務教育に関する意識調査におきまして、朝食をとる割合についての結果が示されておりますので御報告申し上げます。週に1日ないし2日食べない日がある小学生が8.5%、中学生が9.9%、週に3日ないし4日食べない日がある小学生が2.9%、中学生は4.1%、朝御飯をほとんど食べない小学生が2.9%、中学生が7.3%と示されております。

以上でございます。

副委員長（神田壽昭君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 結構食べていない子供が多いようですけれど、そういう子供の親というのは、給食に頼り、また給食で安心していると思いますが、そのほかに食べている子供でも、今食べ物に好き嫌いの多い子供が多いために、食べ残しが非常に多いと言われておりますけれど、給食の食べ残しというものが、小学校、中学校ともに1日平均どのくらいあるものでしょうか。お尋ねします。

副委員長（神田壽昭君） 真木学校給食センター所長。

学校給食センター所長（真木郁夫君） 給食の残食につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

給食の残食につきましては、パンはパン業者が回収し、パン以外のおかずなどは給食センターの方に戻ってまいります。センターに戻ってまいります残食の数量ですけれども、記録をとっておりませんので、この12月8日と9日に調べてみましたところ、脱水処理状態で、8日が81キログラム、9日が86キログラムという結果になっております。なお、戻ってきます残食につきましては、早い順に処理いたしますので、小学校、中学校の区分では申し上げられませんことを御理解いただきたいと思います。

また、パンにつきましては、業者に問い合わせましたところ、残食の計量をしていないということでありました。そこで、8月末から4回ほどセンターで調査しましためんと小型パンの調査結果を申し上げますと、1日当たりの小学校が平均15.7キログラム、中学校が19.4キログラムの35.1キログラムになっておりまして、それを割合にいたしますと、小学校が21.4%、中学校が34.4%、全体で27%という残量になっております。

以上です。

副委員長（神田壽昭君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 今お聞きしましたら、結構多い量が残食となっているようですけれど、これではせっかく栄養士さんがついて計算されている1食、そのことも、嫌いなものを残しては本当に偏った食事になると思います。

食事は、1日2回が家で、給食が1回ということで、本当は家庭での食事が多いことになっておりますけれども、不規則な食事から子供にも生活習慣病が多いと聞いております。肥満、糖尿病、高脂血症など、そういう病気が多いと聞いておりますが、今病名のついている子供は、小学生、中学生でいるのでしょうか。もしいるとしたら何%くらいでしょうか。お聞きします。

副委員長（神田壽昭君） 小山内主幹。

学校教育課主幹（小山内弘司君） お答え申し上げます。

子供の病名及び人数につきましては、プライバシーの関係から統計的な数値はございませんけれども、平成14年度及び17年度に行いました公立学校幼児、児童・生徒の健康状態等に関する調査におきまして、肥満傾向の割合が示されておりますので、この数値で御答弁申し上げます。

市内の小学校では、14年度0.52%、17年度は0.83%、中学生では、14年度0.32%、17年度では1.15%となっております。また、全道での数値につきまして、17年度はまだ発表されておられませんので、14年度の数値を申し上げますと、小学生1.98%、中学生が0.86%となっております。

以上でございます。

副委員長（神田壽昭君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 約1割の子供が肥満ということになっているようですね。先日、テレビで放映されていたのですが、親が、子供というのとはとにかく食べてくれればいいということで、子供の好きな物ばかり並べて、それを食べるとまずは一安心というようなことを感じている親がたくさんいるということをテレビで放映されていましたが、給食の献立は、どういうことを中心にして立てられているのでしょうか。

副委員長（神田壽昭君） 真木所長。

学校給食センター所長（真木郁夫君） お答えいたします。

学校給食は、栄養バランスのとれた食事の提供を通して、児童・生徒の健康増進や体力の向上を図りながら、正しい食習慣を身につけさせようとするものでありますが、そのかなめとなります献立につきましては、文部科学省が算出しております児童・生徒1人1回当たりの必要なエネルギーやたんぱく質、脂質などの平均栄養所要量の基準や、米や牛乳、野菜や魚介類などの組み合わせによります必要量をあらわした標準食品構成表の基準を満たすように努めながら、献立を組み立てているところでございます。

以上です。

副委員長（神田壽昭君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） そのいろいろな計算をしながら食材を考えて、1食を考えるのは大変なことだと思いますけれども、土別は農業が基幹産業で、地産地消ということも推進しておりますけれども、給食で使う食材、これは季節にもよるかと思っておりますけれども、土別産の物ですか。

副委員長（神田壽昭君） 真木所長。

学校給食センター所長（真木郁夫君） お答えいたします。

学校給食での地産地消についてのお問い合わせかと思えます。

まず、うるち米につきましては、平成10年から3年間、土別農協から地元産を購入して使用していましたが、学校給食用精米の助成が価格に反映されておまして、しかも地元産米を使用するというので、平成13年度以降、北海道学校給食会から土別産米を購入し、使用しております。平成16年度の使用実績は6,315キログラムで、銘柄は「ほしのゆめ」であります。

また、もち米につきましては、同じく平成16年度に、行事食用として630キログラムをJA土別から購入して使用しております。

次に、野菜についてであります。平成16年度に使用しました土別産野菜は、ジャガイモ、ニンジン、タマネギなど10品目になっております。この10品目の野菜の総使用料は2万5,451キログラムで、そのうち土別産は1万1,925キログラムとなっております。地元産の野菜の占める割合は46.9%となっております。

以上です。

副委員長（神田壽昭君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 約半分の野菜ということになりますね。子供たちにも小さいときから農業についての知識や、それから農業という基幹産業のまちに住んでいるということ、それから農業体験などから本物の味を知ること、また食卓に食べ物が上るまでの過程などの教育は、本来は家庭ですべきですが、学校の方でもしているのでしょうか。

副委員長（神田壽昭君） 小山内主幹。

学校教育課主幹（小山内弘司君） お答え申し上げます。

児童・生徒の農業体験学習や、食べ物が食卓に上るまでの過程についての授業につきまして、社会科で農産物とその産地について、また生産から流通、販売、購入のほか、食料生産を支える人々や生産の苦労について学び、学校給食におきましては、バランスのとれた食事の大切さと正しい食習慣を身につけること、自分の健康は自分で守るという自己管理能力を育成するとともに、給食の準備や後片づけなどを通して、協調性や社会性をはぐくむ。

それから保健では、食事と体の関連性について関心を持つこと、家庭科におきましては、食品の種類や特徴、食品の選び方や調理方法、地域の食材について学び、また総合的な学習の時間におきましては、田んぼの学校やコメコメタイムなどの授業で、地域の水田を借りまして、田植えから稲刈り、脱穀、精米、もちつき集会までの体験を、また学校菜園で野菜づくりを行い、教科で得た知識などを体験することにより、実感的にとらえ、農作業のすばらしさや苦労

を共感するとともに、地域の農業事情を知る授業が行われているところでございます。

以上でございます。

副委員長（神田壽昭君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 今後は、学校でも本格的に食の指導がなされようとしておりますが、教師が授業の中で、食育基本法の目的や背景のさまざまな問題についてどのように指導し、どのように進めていこうとしているのかお聞かせください。

副委員長（神田壽昭君） 小山内主幹。

学校教育課主幹（小山内弘司君） お答え申し上げます。

食育は、先ほど委員お話しありましたとおり、知育、体育、徳育と並ぶ重要な教育の一つに上げられておりますことから、授業におきましては、先ほど申し上げました社会科、給食の時間、保健、家庭科、また総合的な学習の時間をさらに有効活用し、子供たちに今まで行ってきました食に関する指導を踏まえ、より望ましい食習慣の形成、食品の安全性に対する判断能力の育成、地場産品、地場産物への理解、食文化の継承、自然の恵みや勤労の大切さを理解するとともに、家庭における食育の推進につきましても、学校、家庭、地域が連携した食育の推進を行おうとするものであります。

また、学校における指導体制の整備を図るために、栄養に関する専門性と教育に関する資質を合わせ有する栄養職員の配置について、今年4月から制度が開始されたところであります。北海道教育委員会では、できることから配置していきたいとしております。栄養教諭は、学校において、偏食傾向や食物アレルギー等のある児童・生徒に対する指導、助言及び保護者に対する助言を含む家庭への支援など個別的な相談や、教科特別活動等の時間において、食に関する専門性を発揮しつつ、学級担任や教科担任と連携して行う教育指導が考えられているところでございます。

以上でございます。

副委員長（神田壽昭君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） ありがとうございます。

それでは、次に、子供の安全確保について質問をいたします。

11月22日、広島市で、下校途中の小学1年生の女児が殺害されました。この事件の衝撃が冷めない12月2日、今度は栃木県今市市の下校途中で行方不明になっていた小学生の1年生の女児が、翌日になって遺体で見つかりました。広島市の事件からわずか10日後のことです。その翌日には、長野県で小学5年生の男児が行方不明となっています。事故か事件かわかりませんが、いまだ見つかっていません。

土別でも、今年5月には、市内の公園で遊んでいた8歳の女児が、67歳の男に45分間も連れ回されたということがありました。最近も、不審者が下校途中の生徒に声をかけたり、無断で写真を撮ったりしているということが、このこともごく最近ありました。また、追い打ちをかけるように、この12月10日には、京都府宇治市内の学習塾で、この塾のアルバイト講師による

小学6年生女児の殺害事件のニュースが飛び込んできました。

このような残虐な事件が相次いで起こり、幼い命が奪われたことを通して、まず市としては、子供やまた保護者へどのような指導をしたのかお聞かせください。

副委員長（神田壽昭君） 小山内主幹。

学校教育課主幹（小山内弘司君） お答え申し上げます。

市としての対応でございますけれども、広島、栃木両県で小学生が犠牲になる事件の発生を受けまして、北海道教育委員会からの安全確保等に係る文書、また文部科学省から児童の安全対策として、通学路の危険箇所の早急な把握、児童・生徒を登下校中に極力1人にしないなどの観点から、安全な登下校方策及び児童・生徒が危険を予測、回避できるような実践的安全教育などの指導について、各小・中学校に対策をとるよう通知しましたほか、定例校長会においても教育長から、各学校の実態に合った安全対策をとるよう指導したところでございます。

そのほか、防犯協会を通じ、各自治会に、「地域の目と声をください運動」の継続も文書にてお願いしているところでもあります。

さらに、市内におきまして、11月30日から12月5日にかけて5件の不審者情報を受けまして、土別警察署と連絡の上、教育委員会より各学校のほか、保育所、市内の私立幼稚園及び110番の家あてに、引き続き幼児、児童及び生徒の安全確保についてのお知らせをいたしました。これら北海道教育委員会等の通知を受けまして、また教育委員会等の指導を受けまして、小学校2校では、12月6日より集団下校を実施してございます。また、児童への不審者に対する対応の仕方についての講習会を開催し、学校から児童・生徒に十分注意を払うよう指導を行ったところでございます。

そのほか、土別警察署へ下校時間に合わせパトカーの巡回を依頼したほか、PTAによる校区内巡回を行っているところであります。また、PTAによる防犯ボランティア活動でございますが、（仮称）小さな交番運動なども現在検討されているところでございます。

以上でございます。

副委員長（神田壽昭君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 広島の事件も今市市の事件も、通学路を1人で歩いている子供が襲われたわけですから、通学路で子供を1人にしないということは、本当にこのことはしていかないとならないと思います。

最近、私も集団下校している様子をとときどき見かけますけれども、市内の中央は集団下校できますけれども、郡部の学校では、1人で歩く生徒もいると思いますが、その方の対策はどのようにされているのでしょうか。

副委員長（神田壽昭君） 小山内主幹。

学校教育課主幹（小山内弘司君） お答え申し上げます。

郊外の学校におきまして、兄弟、姉妹がいる場合には、なるべく登下校を一緒に行うように指導しているほか、地域の目が届きやすい道を歩くなど指導しております。また、下校時に集

団から1人になる時間帯や場所などについて、学校や家庭において把握することにも現在努めております。また、児童・生徒が危険を予測、回避できるような実践的訓練等も検討しているところでございます。

以上でございます。

副委員長（神田壽昭君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 市内の小学校では、地域の子供たちをみんなで守ろうということで、安全マップが作成されまして、全戸に配布されました。このマップの中で、危険な場所や道路、例えば、通学路の中でも死角になる場所とか、暗いところとか、人どおりのない寂しいところなど、こんなところはないのでしょうか。そしてまた、そのチェックはできているのでしょうか。お尋ねします。

副委員長（神田壽昭君） 小山内主幹。

学校教育課主幹（小山内弘司君） お答え申し上げます。

児童・生徒や保護者に危険な箇所を周知し、登下校等に役立てていただくために安全マップを作成いたしました。安全マップ作成以来、危険箇所について保護者から連絡をいただいているほか、学校及びPTAの方々が通学路を歩き、危険箇所と思われるところについて職員会議等で確認いたしまして、児童・生徒にも注意を呼びかけているところでございます。

以上でございます。

副委員長（神田壽昭君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 子供が何かあったときに助けを求める、そういう子ども110番の家というのが今ありますけれども、それは市内に何カ所設置されているのでしょうか。

副委員長（神田壽昭君） 小山内主幹。

学校教育課主幹（小山内弘司君） お答え申し上げます。

現在、各事業所、各家庭合わせまして計119カ所について委嘱し、お願いしているところでございます。

以上でございます。

副委員長（神田壽昭君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） その子ども110番の家のステッカーを張ってあるところは、これは定期的に確認などしているのでしょうか。例えば、張ったときには常時在宅であっても、その後何らかの事情で留守がちになったとか、例えば引っ越しされたとか、それからかぎがかかっているとか、そういうところの確認はされているのでしょうか。お尋ねします。

副委員長（神田壽昭君） 小山内主幹。

学校教育課主幹（小山内弘司君） お答え申し上げます。

110番の家の委嘱後、ステッカーの確認につきましては、数度行ったところでございますが、定期的には行っておりません。また、引っ越しなどにつきまして申し入れがあったときに、ステッカーの取り下げを行っております。

なお、留守がちかどうかの把握につきましては調査を行っておりませんので、平成13年11月に委嘱してからほぼ4年を経過しておりますことから、110番の家の実態について、また再度調査してまいりたいと思っております。

以上でございます。

副委員長（神田壽昭君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 私は、比較的小学校にも、それから中学校にも近いところに住んでおりますので、夕暮れどきなど、今は本当に日が短いものですから、小学生でも中学生でも1人で歩いている姿を見ると、とても心配をしております。

それから、もう少し、そのあと暗くなってから、多分学童保育所からの帰りでしょうか、ランドセルを背負って1人で歩いている子供さんを見かけると、気になって仕方ありませんが、子供は何の疑いも持たず、安心して通学路を歩いているわけです。そこに魔の手が伸びて、幼い子供の命を奪ってしまうという、そういうことをする背景には何があるのでしょうか。優しい心、他人への思いやりなどどこへ行ってしまったのでしょうか。残虐なことを平気な顔で平気に行う人の多くなっている昨今、すっかり荒れてしまった心が情けなく、憤りを感じております。

道内各地では、幼い命は地域で守ろうと、自主防犯ボランティア団体が結成されています。今月1日には、道内のモスバーガー61店が、子ども110番の店の活動を開始しました。札幌市の教育委員会も10月から、登下校時に子供の安全を守る地域ボランティア「スクールガード養成事業」を始めました。それから、北海道燃料団体連合会に加盟する灯油やLPガスの配達車約3,500台や、札幌周辺のコンビニ約1,000店も、子供たちを守る活動に参加しているということです。

あれをしたから、これをしたから、これで絶対安心ということは言い切れませんが、学校、地域、家庭、事業者などが連携を密にして、きめ細かな対策を講じ、将来ある子供たちを守っていくことの取り組みの強化を強く願っているところです。

次に、アスベスト対策について質問いたします。

アスベスト、いわゆる石綿につきましては、今なお目を追うごとに問題が大きく広がり、建物の解体やアスベスト除去に多額の費用がかかり、その対策に苦しんでいる自治体が多いということですが、政府はようやく石綿対策として、労災補償対象外の被害者遺族へ、弔慰金や葬祭費を計300万円支給するための費用が合わせて約400億円、石綿を除去する工事費の補助では、国立大学や公立学校、博物館などの文教関係で約400億円、社会福祉関係が200億円から300億円となる、そういうような見通しを立てて、2005年度の補正予算に総額で1,800億円程度を計上する方針を固めたということが、この11日の新聞で報道されておりました。

私は、今年第1回の定例会で、アスベストに関しての一般質問をしましたが、その答弁の中で、今年9月15日に、庁内関係部局及び市内建設協会、商工会議所、その他関係団体によって、アスベスト問題対策連絡会議を設定したとお聞きしました。

まず初めに、その後このアスベスト問題対策連絡会議は、どのような動きで機能しているのでしょうか。お尋ねいたします。

副委員長（神田壽昭君） 大崎環境生活課主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） 全国的に問題となっておりますアスベストにつきましては、中皮腫や肺がんなどの発症原因とも言われておりまして、被害が大きな社会問題にもなっております。

これらの状況を踏まえ、本市におきましても、今後の全市的なアスベスト対策を円滑に展開することを目的といたしまして、去る9月15日に、庁内関係部局及び市内建設協会、商工会議所、その他関係団体によるアスベスト問題対策連絡会議を設置したところであります。

連絡会議での取り組みとしましては、市民の不安を解消するため、アスベストに関する総合窓口を環境生活課に、建物に関する窓口を建築課に、健康に関する窓口を保健福祉センターに相談窓口を設置し、市民の対応を図ることとしまして、さらに市広報紙、市ホームページを活用して、市民への情報提供を図っていくものであります。

9月15日に開催された第1回アスベスト問題対策連絡会議におきましては、市の広報紙やホームページを活用して市民周知に努めていくこと、さらに安全性を期すために、市公有施設6施設であります朝日老人保健センター、博物館の荷さばき室、多寄研修センターの天井裏、陸上競技場の観覧席、市立病院の食堂と天井裏、文化センター大ホールステージ階段室について、ロックウールのアスベスト含有分析の実施をすることを確認いたしました。その後、10月の第1回定例会におきまして、アスベスト問題対策事業費を計上し、11月に専門機関に分析を依頼したところであります。

副委員長（神田壽昭君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 今、専門機関に依頼したということでしたけれども、そのことで、そのいろいろな調査がもう済んで、その結果はどうだったのでしょうか。

副委員長（神田壽昭君） 有馬市民部次長。

市民部次長（有馬芳孝君） 調査結果につきましてお答えをいたします。

6施設すべての施設におきまして、石綿障害予防規則の規制基準値以下であるアスベストの含有率1%未満という結果の報告を受けたところでございます。

副委員長（神田壽昭君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 1%未満ということは、安全と書いていいんですね。

副委員長（神田壽昭君） 有馬次長。

市民部次長（有馬芳孝君） 1%の安全性についてでございますけれども、道が主催いたしました会議等につきまして、委員お話の点が指摘されておりまして、その質疑の回答につきまして読み上げさせていただきます。

アスベスト含有率が1%未満であった場合に、安全性は保障されるのかという質疑がございます。これに対します回答でございますけれども、アスベストをどのくらい吸い込んだら発症

するのか。あるいは、ある一定程度までなら大丈夫で、それを超えると危ないなどといったことは、まだはっきりとは解明されておらず、濃度だけではなく、曝露期間 体に浴びたりすることでございますけれども や、その人の健康状態や生活習慣 この生活習慣というのは、喫煙の有無等でございます など、いろいろな条件によって変わってくるものと考えられます。

したがって、この場合の1%という数字も、諸条件によってはさまざまなケースが予想され、場合によっては、100%安全が保障されるとは言い切れないかもしれません。しかしながら、一般的に基準値と申しますのは、自然科学的な根拠を持ちまして、十分な安全性をも見込んだ上で設定されるのが通常でありますので、通常的生活圏の中では、安全と言ってもよい程度の設定と考えられますという回答がなされておりまして、この判断をもって100%とは、世の中いろいろな危険もございますので、保障ということにはならないかもしれませんが、いたずらに含有しているものを飛散させたり、そういったことをしない、あるいは経常的に浴びるとか、そういうようなことがなければ、通常的生活圏の中では安全と言ってもよいのではないかというふうに考えている次第でございます。

副委員長（神田壽昭君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 民間の建築物についてですが、木造以外の延べ面積500平方メートル以上の134棟の管理者及び所有者に対して、アスベストに関するアンケートを実施中とのことでしたが、そのアンケートのまとめと結果は出たのでしょうか。お尋ねします。

副委員長（神田壽昭君） 土岐建築課長。

建築課長（土岐浩二君） お答えいたします。

本年8月に、道からの通知を受けまして、平成元年度までに建築された民間の建築物、木造を除いて延べ面積500平米以上の、お話のとおり134棟の建築物につきまして、アンケート調査いたしているところでございます。まだ完全に集約が終わっておりませんが、9月8日付で第1回の集約、それから、それ以降の10月11日で第2回集約として上川支庁へ報告をいたしております。

第1回集約分で回答を得たのが45棟で、33.6%。第2回集約分が22棟で、合計現在67棟の回答がございまして、回収率が50%となっております。その中で、アスベストを使用していないというはっきり回答をいただいているのが、85%程度に当たります57棟。それから、不明であるといった回答が7件。それから、使用、ロックウールでございますが、アスベストの含有は調査をいたしておりませんが、ボイラー室だとか車庫の天井、あるいは天井裏の部分で使用されていると思われるものが3棟といった結果になっております。

まだまだ受け付けをいたしておりますが、その後はなかなか回答が来ておりません。これらの不明なもの、あるいは部分的にアスベストが含有されていると思われるロックウールの吹きつけの回答があったものにつきましては、ただいま再度再点検をして、はっきり分析等の結果を得た段階でもう一度回答をいただくように、アンケートのフォローを今しているところでござ

ざいます。

以上です。

副委員長（神田壽昭君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 一般的には、先ほどアスベストの吸い込む量とかいろいろなことお聞きしましたけれども、一般的には、アスベストの細かな繊維を人が吸い込むと、肺の奥深く、中皮と呼ばれるところとか、体の内部の膜に突き刺さって、それが分解されないままに、20年から40年という長い年月をかけて少しずつ組織を変質させ、がんを引き起こすと。そして、それから肺や中皮をぼろぼろにするということが言われております。

それで、アスベストの健康被害はこれからやってくると言われていて、まだまだ不安をめぐい去ることができません。その健康不安解消のために、アスベスト問題対策連絡会議でも、あらゆる角度から調査研究をして、速やかな情報交換をします。そして、それを皆さんに伝えるということをやられておりますので、今そのまたアスベストについて、新聞でも今シリーズで取り上げられていることから、まだまだ市民は不安の中にいますので、どうぞ速やかな情報の提供をお願いいたしまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。

副委員長（神田壽昭君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） 平成16年度の決算委員会における総括質問を行いたいと思います。

第1に、保育行政について、この際伺っておきたいと思うのでございます。

1つは、16年度の収支の内訳、これをまず明らかにしていただきたいと思うのです。15年度は措置費で来ていたけれども、16年から地方交付税あるいは所得譲与税という形で国から来るようになりましたけれども、独立採算でやった場合、一体超過負担というのはどのぐらいになるのかということ。これらを知るためにも、ひとつその決算の状況と、実質的に市が負担していく、国の基準から見れば負担しなければならない超過負担というのはどのようになっているのでしょうか。

副委員長（神田壽昭君） 上野児童家庭課長。

児童家庭課長（上野 暉君） お答えをいたします。

まず、保育所の関係の運営の管理費の関係でございますけれども、一応3カ所の運営費の関係の歳入につきましては、ただいま委員の方からお話がありましたとおり、歳入の関係は、これは3カ所全体で申し上げたいと思います。

まず、道の補助金で20万6,000円で、大体全体の歳出から見ますと0.1%でございます。それから、保育料が3,387万1,000円で、全体での割合で見ますと22.4%になります。それから、職員の給食費でございますけれども、201万6,000円。率としては1.3%になります。それで、これの歳入の合計がおおむね3,609万9,000円でございます。

それから、歳出の関係でございますけれども、一番多く占める率といたしましては人件費でございます。3つの保育園の人件費でございますけれども、これは正職員それから臨時職員も含めての人件費でございますけれども、1億2,716万2,000円、全体で84.3%でございます。

それから、光熱水費でございますけれども、454万1,000円、3%でございます。それから、委託料、これは主に清掃でございますけれども、394万2,000円で、約2.6%でございます。それから、事務の教材費といたしまして172万7,000円、約1.1%。その他消耗品、給食の被服あるいは地域活動の事業に関するものでございますけれども、これが123万3,000円で、約0.8%。それから、給食材料費でございますけれども、これが974万2,000円で、約6.5%を占めてございます。その他管理等で257万2,000円で、1.7%で、歳出の合計が1億5,091万9,000円というような形になってございます。

これに対する一般財源、それから歳入を引くわけでございますけれども、このうちに、今、委員さんの方からお話がありましたとおり、補助金制度から交付金、一般財源に変わりました、これが交付税で措置をされるということになっております。全体的に、これは財政課と調整をして聞いたわけですが、このうちに交付税措置されたものが8,128万4,000円ということになっていまして、全体の率から言いますと、約53.9%に該当するということになります。

それで、このことも含めて、実際に負担している額でございますけれども、3,353万6,000円ほどということになるかと思えます。

以上です。

副委員長（神田壽昭君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） 主要施策による成果報告書がございませぬ。成果報告書の18ページを見ますと、決算額で6,790万。その財源内訳が、その他1,393万と一般財源が5,390万ほどになっているけれども、これの中は、人件費は入っていないのかと思うのだけれども、その他というのは、これは何なのでしょう。

副委員長（神田壽昭君） 上野課長。

児童家庭課長（上野 暉君） お答えをいたしたいと思えます。

今、委員が申されました成果報告書の中の18ページになるかと思えますけれども、これの保育所費の児童の保育の中身の数字かと思えますけれども、これについて御説明をいたしたいと思えます。

まず、決算額の6,791万円の中身でございますけれども、これも若干説明をさせていただきたいと思えます。この中身については、実は平成16年度の旧土別市の一般会計の歳入歳出の決算書がありまして、この中に、民生費、児童福祉費、保育所費の実は決算額が載っております。これは、トータル的に、職員の手当あるいは報酬、それから手当、共済費も含める決算額でございますけれども、この額が8,346万5,179円という額が、これが保育所費の決算額でございます。

それから、この額から実は4本ほどこの中に含まれておりますので、この中から4本の決算額を引くこととなります。まず1つには、地域活動事業が37万2,000円。それから障害児保育事業が611万1,000円。それから一時保育が455万7,000円。それから子育て支援センターが451万5,000円ということになりまして、この4本を合計いたしますと、1,555万5,000円という

ことに。これを8,346万5,000円から引きますと6,791万と、こういう金額の決算額になります。

それから、その他の1,393万3,000円の額でございますけれども、先ほど御説明したとおり、16年度の保育料につきましては3,387万1,000円。それから、職員の給食代でございますけれども201万6,000円と。これを合計いたしますと3,589万3,000円になります。それから、一応219万1,000円を給与費に充当いたしまして、残った額が1,393万3,000円と、こういう額で決算をしていると、こういうことでございます。

(「210万って何それ。1けた違うのか。210万って言ったよ。何言っているんだ」の声あり)

申しわけございません。2,109万6,000円を給与費に充当いたしまして、その残りをその他の1,393万3,000円ということに決算をしたわけでございます。

副委員長(神田壽昭君) 齊藤 昇委員。

委員(齊藤 昇君) それで、ここで見ますと、保育の定数がそれぞれあって、あけぼのあるいは北星保育園、これらについても60人というふうになってございますけれども、あすなるは46人ということで、定員割れになってございますよね。これがもし定員どおり保育をされたとしたら、収支は大体どのぐらいになるというふうに試算できますか。保育料の関係もあるけれども。

副委員長(神田壽昭君) 上野課長。

児童家庭課長(上野 暉君) お答えをいたしたいと思います。

一応あすなる保育園の、実は16年の決算で申し上げますと、大体人件費あるいは光熱費、それから給食費も含めまして、大体かかる経費については4,182万2,000円程度かなというふうに考えております。

(「そんなことはさっき言ってたでしょ。少なくとも14人増えたらどうなるかというのは」の声あり)

副委員長(神田壽昭君) 上野課長。

児童家庭課長(上野 暉君) 一応そういうものにかかわる部分については、給食材料費が若干増えてくるかなというふうに思っています。

副委員長(神田壽昭君) 齊藤 昇委員。

委員(齊藤 昇君) そうするとあれですか、保育料が収入として入るでしょ。それから、地方交付税の算定も多くなってくると思うんです。歳入でいえば。だから、歳出は若干給食材料費が増えると言うんだけれども、歳入の面で見込めるのじゃないかということです。

だから、そういうことを16名ですよ、少なくとも。定員60ですから。14名ですか、46名しか来ていないわけですから。14名増えることによって、歳入はどのぐらい増えるという試算をしたことがあるのか。試算をしてみたらどうなるのかということをお聞きしているんです。

副委員長(神田壽昭君) 三好財政課長。

財政課長(三好信之君) 財政の方から大まかな試算でお答えいたしますけれども、今あすなる

保育園の方が、大体4,200万ほどかかっています。それに対して、歳入、保育料の方、約900万来ているということで、それを差し引きますと、一般財源的に3,200万ほどかかっていますけれども、そのうち約2,300万ほど地方交付税で措置されているというような考えですので、実質の市の負担が今980万ほどの負担と。

それが、例えば60人定員になったとしますと、大体歳出の方、あけぼの保育所と同じ程度になると考えますので、歳出の方で約5,000万というふうに押さえまして、保育料の方もいろいろな基準があるでしょうけれども、あけぼのと同程度の、現在から300万ほど増えて1,200万ほどの保育料になるのかなというふうに考えられます。

そうしますと、一般財源の方で1,200万ほどの一般財源になるわけですがけれども、交付税の方、今ちょっと概算ですがけれども、1人当たり44万8,000円ぐらいの多分交付税が措置されると考えられますので、それに13人が増えますと、約600万交付税の措置がされるというふうに考えられます。そうしますと、実質の市の負担というのが約900万になるのかなと。今とそう変わらないような状況かなというふうに考えられます。

副委員長（神田壽昭君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） しかし、あけぼのを見ますと、60人の定員になりますと、860万ぐらいになっていますよね。だから、あすなるなんかを見ましても、それと大体同じぐらいになると予測すれば、120万ぐらいは最低でも浮くという計算は間違いなんですか。

副委員長（神田壽昭君） 山口児童家庭課主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） 今御質問にありました件ですがけれども、あけぼの保育園につきましては、実質的な市の負担額が850万程度になっております。あけぼの保育園については、60人の子供さんが入園されているということで、あすなる保育園につきましては、園児の数が14人ほど少なくなっているということで、あけぼの保育園を例にとりまして、一応16年度で見ますと、あすなる保育園については、実際今980万程度の超過負担というふうに、市の負担というふうな考え方でございますけれども、あけぼの保育園が850万程度。

そうしますと、120万から30万というような形で、あけぼの保育園が少なくなっているわけですので、あすなる保育園につきましても、仮に60人の児童が入園されたとすれば、同じ規模で同じ職員を雇用しているとういような状況になれば、ほぼその程度の額になるかと思われま

す。

ただ、あけぼの保育園につきましては、乳児保育をやっておりまして、その辺について単純に比較できない部分があるかと思いますので、額的には、やはり交付税措置の方も若干下がるかなというふうに思っております。そういった状況で、きちんと比較はできないのですけれども、その程度の額が見込まれるということで御理解をいただきたいと思います。

副委員長（神田壽昭君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） これはあれですか。園児が13人、14人減っているけれども、働いている人たちは60人定員の人数でやっていらっしゃるのですか。

副委員長（神田壽昭君） 山口主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） お答えいたします。

実質あけぼの保育園それからあすなる保育園につきましても、定員は60人でございます。それで、園児の年齢区分でございますけれども、あけぼの保育園につきましてはゼロ歳児、それから3歳未満児、3歳児、4、5歳児。それから、あすなる保育園につきましては、3歳未満児、それから3歳児、4、5歳児。こういう形で60人の定員を振り分けております。

実質的に、あけぼの保育園につきましては、乳児、ゼロ歳児の関係がございますので、3人に1人、いわゆる園児の定数が5人となっておりますので、そこに職員2人配置というような形がございます。3歳未満児、3歳児、4、5歳児につきましては、人数が若干違いますけれども、同じ職員の配置が必要になっております。

そういったことで、今あすなる保育園が実質定員60人を割っている形でございますけれども、現46人のこの人数からいきましても、職員の配置については変わらないということで御理解をいただきたいと思っております。

副委員長（神田壽昭君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 結局、あけぼの方がゼロ歳児含めて預かっているから、保育士の人数はやっぱり多いはずなんですよ。あすなるはそれらを預かっていない、3歳未満児が一くりにするわけですから、基準からいっても、保育士さんは少なくともいいはずだけれども、それも60人定員のままやっているということですね。

第1回の定例会で質問したときには、この16年は、あけぼの、北星は60人、60人にしているし、あすなるは14人ほど少ない。だけれども、17年度を見ますと、北星で言えば52人。だからこれは8人定員から見ると不足。あけぼのは56人。これは4人の不足。それから、あすなるは43人。これはもう17人の定員割れになってございますよね。朝日の保育所も、これ60人定員ですか。

（「同じです」の声あり）

これも60人定員で39人ですから、これも21人ほどの保育割れがしているわけですね。

ちょっと朝日のことをついでにお聞きしますけれども、この朝日の16年度の決算を見せていただいても、結局これだけの人数で、人件費を見ますと3,600万ですよ。あすなると同じだけですよね。

私は、1つは、朝日にしても、この土別の市内で少子化の中で、子供が少なくなっているのは事実だと思うのだけれども、やはり保育料が高いとかいろいろなこと相まって、市の公立保育所を避けているという面がありはしないか。この定員割れをしている状態というのを、皆さん方どんなふう考えているのか。

やはり僕は、もっと職員が知恵や工夫も出しながら、来たい人来ればいいんだというのではなくて、やはり民間の保育所より保母も保育士も多いわけだし、やはりぜひ市立の保育所を利用くださいというような、あなた方どこへ出ていっても、職員は市民との対話をする、対話を

しなさいと、こういうふうに言っているわけです。

僕はいろいろなセクションで、職員がそれぞれの持っているところに知恵や工夫を発揮すべきだと絶えず言い続けてきたんだけど、こういうことも地域の中に入って行って、やはり保育所に入ってもらって、子供たちの教育に資していく。そういう知恵や工夫も働かせるべきではないかと、こう思うのだけれどもいかがでしょうか。

副委員長（神田壽昭君） 上野課長。

児童家庭課長（上野 暉君） お答えをいたしたいと思います。

保育所の定員割れについての御質問かと思えますけれども、委員も御承知のとおり、実は、平成11年の出生数は、実は200人をピークに年々減少傾向にありまして、特に平成16年には139人まで減少しております。

この少子化の影響は、5カ所の僻地保育所にも顕著にあらわれておりまして、実は僻地の5カ所の定員が150名に対しまして、若干数字的に申し上げますと、平成14年度の僻地の児童数は69人で、充足率が46%。それから、平成15年度の児童数が99人で、充足率が66%。平成16年度の児童数が84人で、充足率が56%。17年12月1日現在でございますけれども、児童数が80人で、充足率が53%でありまして、非常に僻地については少子化傾向に歯どめがかからないという状況でございます。

それから、中央地区における3つの市立の保育所、それから5カ所の認可外保育所、さらには、3つの市立の幼稚園も実は定員割れを生じておりまして、その要因を分析するのは非常に難しいわけでございますけれども、まず市立保育園についての現状について申し上げたいと思います。

私どもの市立保育所でございますけれども、過去においても待機児童は一切ございませんで、その折に、何とか保育所に入所をさせてございます。それで、3カ所の定員でございますけれども、60、60、60の180の定員でございます。

それで、過去の児童数の充足率を申し上げますと、平成14年度の児童数は160人で、充足率が88.9%。それから、15年度の児童数が172人で、充足率が95.6%。平成16年度の児童数が166人で、充足率が92.2%。それから、平成17年12月1日現在でございますけれども154人で、充足率が85.5%でありまして、全体的で定員割れの状況でございます。

それで、この状況を見ますと、過密になっていますあけぼの保育園は、平均して児童数は横ばい状態にございます。常時60名に近い子供さんが入所してございます。しかし、あすなろ保育園につきましては、過去の状況を調べてみますと、平成8年度ころから児童数の減少傾向にありまして、この10年間の平均を見ますと、約46人前後で実は推移をしてございます。

それから、認可外保育所につきましても5カ所ございまして、これの定員が232人でございます。統計で申しわけございませんけれども、平成14年度の児童数が186人で、充足率が80.1%。それから、平成15年度の児童数が168人で、充足率が72.4%。平成16年度の児童数が192人で、充足率が82.7%。平成17年12月1日現在でございますけれども、児童数が189人で、

充足率が81.4%。

ただいま申し上げましたとおり、南地区の方が非常に過密の地域になりまして、南保育園は定員に近い児童数が入所してございます。

それから、3つの私立幼稚園があるわけでございますけれども、これも調査した結果、実は3つの私立幼稚園については、定員が300名でございます。それで、14年度の児童数でございますけれども191人で、充足率が63.6%。15年度が185人で、充足率が61.6%。16年度が168人で、充足率が56%。平成17年12月1日現在で160人で、充足率が53%でございます。いずれの幼稚園も定員割れをしております、児童の確保に四苦八苦しているところでございます。さらに幼稚園につきましては、このほかに預かり保育も実施しているということでございます。

それで、先ほど委員が、もう少し市民にPRをして、もう少し入所をしていただくようなお話がありましたけれども、これにつきましては、市立保育園については、一応共働きの条件等がありまして、その条件に基づきまして入所をしているという実態でございまして、常に申し込みがあった場合には、待機児童のないように配慮をしているところでございます。

副委員長（神田壽昭君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） 結局はそういうような知恵も工夫もしないということだね。申し込んできたら、それで入れてやるというだけの話で、やはりそういうところにも知恵や工夫を発揮すべきだということと、あるいは定員割れがこれだけずっと続いて、2年も3年も続いているのに職員は同じだというのは、どう考えても合理的ではないでしょう。やはりきちんとするところはすべきですよ。

これが私立、自治会運営なり僻地保育所なんか見ましても、これだけ定員割れたら、もう保育料をどんどん値上げするか、しなかったら運営そのものがやっていけないですよ。やはりあなた方は、親方日の丸のところにとっかと座っていて、いわば無認可の保育所に対しては、助成もそれほどできないよというふうになっていやしないか、親方日の丸でいるのではないか、こう思うのだけれども、そういう創意や工夫を今後どう発揮していくのか、この点についてもう一度伺っておきたいと思うのです。

それから、もう一つは、あすなる保育所、北星に統合するという問題がございます。これについては、利用しているお父さんやお母さんの間からも、非常にやっぱり遠くなるという問題がございます。あすなるに通っている園児というのは、やはり西小学校校下の児童が比較的多いというふうに考えられるのだけれども、その通園している園児の範囲というのはどうなっているかということと、どれだけあすなるを北星に統合をする件で、父母の懇談会を開いたり、いろいろな意見をどの程度聴取をされてきたのか。この点を伺いたいと思うのです。

副委員長（神田壽昭君） 上野課長。

児童家庭課長（上野 暉君） お答えをいたしたいと思います。

まず最初に、市立保育園の保育士の配置の関係でございますけれども、実はこれは、国の最低基準、いわゆる配置基準が決まっております、この状況を申し上げますと、まず設置保

育所につきましては、必ず所長さんを置かなければならない。それからフリーも1人置かなければならない。

それから、乳児保育士、乳児保育に対しては、国の基準では3対1の割合で保育士を置かなければならない。それから、3歳未満児については、6人に1人置かなければならないと。それから、3歳児につきましては、20人に1人、4、5歳児については30人に1人というような設置をしなければなりません。こういうことから、市立保育所の定員が定められております。

副委員長（神田壽昭君） 相山助役。

助役（相山愼二君） 今、定員等実態というのが明らかになったということでございます。市内には3公立の保育所、さらには無認可の保育所、さらには幼稚園というような形、さらには、それぞれの地方には季節保育所というか、そういう形になっているという形で、いずれも定員割れをしているという実態があるとすれば、将来的にはこのままで、それぞれの自治会運営にしてもやっていけるのかという問題も当然出てくるんだろうと思います。そういったものについては、これからの子育て支援計画の中で、今後どうやって再編をしていくかということも一つの大きな課題になってくるんであるというふうに考えております。

当然、今お話にありましたように、60人定員でそれぞれの職員を確保しておいて、40人しかないというのは、これはちょっと考えるべきではないかということも当然出てまいることになると思います。そんなことも含めて、今後そういうようなことも今の実際の定数と児童数、子供、これはこの傾向としては増えるということとはなかなか難しい実態にあるわけですから、そういったことを含めて、こういう保育行政というものは全体で考えていく必要があるのかなというふうに感じているところでございますので、御理解をいただければと思います。

北星保育所の関係について、また担当の方から。

副委員長（神田壽昭君） 上野課長。

児童家庭課長（上野 暉君） あすなる保育園の児童数の通園の範囲でございますけれども、現在通園しています児童、各自治会等の多い順にまとめてみますと、南町の自治会が10人、観月自治会が5人、それから第九、南光自治会がそれぞれ4人、兵村南町、第2自治会がおのおの3人、それから日甜、桜丘、創成、西土別、中土別自治会がそれぞれ2人、南進、第4、南町、下土別自治会、それから上土別地区、温根別地区からそれぞれ1人、合計45人でございますけれども、広い範囲の自治会等から通園している実態でございます。

さらに、あすなる保育園の西側の自治会等の通園状況を分析いたしますと、大体32の方が、71.1%になりますけれども、児童が通園しているというふうな状況になっています。

それから、統合の関係の保護者との話し合いの分でございますけれども、6月28日に第1回の保護者説明会を開催しております。このときの保護者の出席者が18人でございます。それから、第2回目が7月12日に開催しております、保護者の出席者が10名でございます。

それで、第1回目の6月28日の保護者の説明会の主な意見を申し上げますと、1つには、北星保育園となれば交通の便が悪くなりますし、車がない祖父母にお迎えを頼んでいるが、北星

保育園では遠過ぎますと。それから、2点目は、交通の便を解消するのに、通園バスを出してほしい。それから、3つ目には、急に園児が増えたら継続することになりますかと。それから、4つ目でございますけれども、あすなる保育園の老朽化を言いますが、北星保育園の増築分で補修はできないのでしょうか。それから、5つ目といたしまして、来年4月にはあすなる保育園も園児の募集をするのですか。それから、6つ目でございますけれども、あすなる保育園は廃止でなく継続をしてほしいという意見が主でございました。

それから、2回目の7月12日では、一応1回目の意見が大半を実は占めまして、その中では、遠くなったら送迎の大変さを考えてほしいと、こういう意見が出ておりました。

以上です。

副委員長（神田壽昭君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君） 統合にあって、2回保護者の説明会を実施してきております。今説明申し上げましたように、保護者にとっては、やはり遠くなるということが懸念されておりまして、それらの通園に対する対策をどのようにとっていただけるかということの意見がございました。

なお、保護者の中には、やはり施設が老朽化しているといえども、今話ありましたように、増設する費用を改修費に充てても、今のあすなる保育所を継続いただけないかということが切実にあったというところがございます。

なお、上の子がいて、また下の子どもあすなる保育所に入っているという父兄にあっては、やはり兄弟の関係もあると。それから、通園している子供たちの友達関係もあるということ等がありまして、やはり皆さんの継続をいただきたいという希望が強かったというふうに感じたところでございます。

そこで、私どもも拙速に、すぐ施設を統合するというのではなくて、さらに統合することによって、子供たちに対するメリットというものもあるわけでありますから、その辺も含めて御説明申し上げていたわけでありますけれども、それらにあっては、やはり継続していただきたいという旨の希望が多いということもございますので、私どもは、今の施設がいついつまでもということには恐らくならないでしょうから、そういう改修のめどだとか、そういうものも費用対効果も含めながら検討していくことを進めていきたいというふうに考えてございます。

いずれにしても、そういう統合の時期が来るであろうと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、保護者の同意を得られた段階で統合というふうに考えてございます。

以上でございます。

副委員長（神田壽昭君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 結局は、あそこに独立した保育所を持つと経費もかかるんだし、北星保育所を新しくしたんだから、あっちに統合すればいいんだという発想しかないんですよ、あなたたちに。結局、預けている父母あるいは園児の利便性、そういうものも含めて、真剣こいて私は考えるべきだと思うんです。

やはり、子育て支援の一環になるわけだし、あそこが遠くなりますと、入る人がもうぐっと減りますよ。観月にやっぱり行くという人だって出てくるでしょ。ですから私は、やはり市の行政が市民の立場に立った、市民の目線から考えていくべきだと。

だから、今、部長がおっしゃったけれども、拙速を避けて、慎重にも慎重を重ねて、そうすれば、あそここのところはどこをどう直したら幾らかかるんだと、そういう試算も含めて、やはり我々にもお示しをいただいて、十分検討する、そういう時間を議会にも与えて、ただ単に、だから統合するんだというだけではなくて、そういうものはやっぱり議会にも代表者会議を開くなり、報告を今後してもらいたい。こう思うのだけれども、いかがでしょうか。

それから、朝日の保育所も、今年は39人ということで、これも相山助役が言ったと同じような方向で進められると思うのだけれども、1つは、朝日の保育所も、土別の保育所のように時間の延長をしていただきたいという、そういう要望があるということでございます。これらの時間延長については、預けている父母の皆さん方の希望も聞いて、そういう希望がどのくらいあるのかもよく調査も行って、そういう意見に沿うように検討もしてあげたらどうかと思うのだけれども。

これは瀧上助役、きのうは欠席なさっていたけれども、きょうは来なかったら私迎えにいこうかと思いましたが、おいでいただきましたから、ひとつそういう方向で取り組まれるようお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

副委員長（神田壽昭君） 瀧上助役。

助役（瀧上敬司君） 時間延長の話につきましては、先般私の方にも若干報告がございました。

詳しいことは聞いておりませんが、土別と同じ新市になりましたので、そのような方向で、担当も父兄等の御意見を聞きながら対応してまいりたいというふうには考えてございます。まだ決定はしてございませんけれども、十分論議をしていきたいというふうには考えてございます。

副委員長（神田壽昭君） 杉本部長。

保健福祉部長（杉本正人君） 創意工夫も含めて、いろいろと今、委員さんの方から御意見がございましたけれども、1つには、今あすなるの入園状況のことも御説明させていただきましたが、今その少子化の中にあって、なおかつ中央商店街の子供たちが少なくなったという事情もございます。これ統計的に、当時北星保育所を建設する際に、その辺のことも考慮、さらには、認可外保育所の問題も今後いろいろと、あるいは10名を切るという事態も発生するわけですから、そういうものの統合も含めて、北星保育所の建設だったということでございます。

そのことがすべて正解な道かということになりますと、やはり私どもも子育ての支援の立場からすれば検討を要するであろうと。今指摘にございました、私ども保護者の皆さんが希望されているあすなる保育所を、例えば多少費用を回収しながら、その辺をどこまで延命できるものか。あるいは、その辺の費用がどのくらいかかるものか。今後それらの方向については、また議会とも相談してやっていきたいというふうには考えてございます。よろしく願います。

副委員長（神田壽昭君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） 次に、介護のサービスですけれども、特にデイサービスの関係について伺いたいと思うのですけれども、桜丘荘とそれからコスモス、デイサービスをやってございます。定員については、桜丘が15名とコスモス20名となっているんだけれども、これも介護保険の事業というか、適用事業だと思うのだけれども、これらについての収支、これもいわば一般財源の持ち出し。

法人なんかやる場合、これは大体個人がもうけるためにやっているわけでないわけですから、介護保険でありますとか、事業は独立採算でやっていると思うんです。だから、そういう独立採算でやって、今保育所と同じなんだけれども、一般財源の持ち出しがどの程度いつているのか。この点まず明らかにしていただきたいと思うんです。

副委員長（神田壽昭君） 神田桜丘荘所長。

桜丘荘所長（神田裕教君） 桜丘デイサービスセンターの方からお答えしたいと思います。

今、委員が言われましたとおり、桜丘デイサービスにつきましては、定員15名で運営をしております。16年度で申し上げますと、1日の平均利用者数は11.1人となっております。

決算の収支状況といたしましては、収入では介護報酬あるいは利用者負担金で、総額1,719万8,000円となりまして、支出では、正職員、パートの職員等の部分全部を含めた職員の人件費で2,530万1,000円。賄い、昼食材料費等で94万8,000円。光熱水費等の管理運営費で460万8,000円の総額3,085万7,000円となりまして、差し引き一般会計からの繰入金で1,365万9,000円となっている次第でございます。

以上です。

副委員長（神田壽昭君） 岡本コスモス苑所長。

コスモス苑所長（岡本利紀君） 私の方から、土別コスモスデイサービスセンターということでの経営状況について御説明させていただきたいと思いますが、まず今、神田所長の方からお話しさせていただきましたと同様な形で御説明をさせていただきたいと思いますが、コスモスのデイサービスセンターにつきましては、定員20名で運営しております。1日平均利用者数は12.7人というような形になってございます。

決算の内容でございますけれども、その利用者数が納めていただきますところの介護報酬利用者負担金等で、総額2,015万でございます。支出でございますけれども、支出の方では、職員の人件費、これが2,321万1,000円。それから、賄い、給食材料費等々でございますけれども、これが104万7,000円。それから、施設の管理運営費でございますが、光熱水費などで350万円。総額2,775万8,000円となりまして、これら収支差し引きの不足でございますけれども、一般会計からの繰入金760万8,000円となっているところでございます。

以上でございます。

副委員長（神田壽昭君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） これも、定員がずっと見ますと、桜丘なんかも大体もう11.1人というふう

になってございますし、それからコスモスも定員がもうこれ割れているんだけど、ポヌールは大体何名のところ何名ぐらい行っているのかということと、それから、これも希望者、登録している人数で見ますと、結構多いですよ。桜丘では70人の登録、それからコスモス苑では95人の登録ですよ。これは1週間に1回とかあるいは2回とかというふうになっているのかなと思うのだけれども、私は、やはりもっと、そういうデイサービスですから、やはりいろんなあそこに来て訓練をすることによって、病気の進行がとまるとか、やはりよくなるとかということがあると思うんです。

だから、もっと濃密にやっぱりぎりぎり定員までやるように、やはりもっと努力をすべきではないかと思うのだけれども、この点はどういうふうにお考えなのかということと、それから、桜丘が15名の定員だけれども、人件費が非常に多いですよ。大体同じような人数といえますか。結局、定員は15名も20名も、職員数で見ると同じ職員ですよ。そして、大体300万ぐらいが、この桜丘のデイサービスの方が人件費でいえば多いのだけれども、これらはどんなことでこんなふうになるんですか。

副委員長（神田壽昭君） 神田所長。

桜丘荘所長（神田裕教君） 支出を比較いたしますと、桜丘は、先ほど申し上げましたように、3,085万7,000円で、コスモスは2,775万8,000円で、桜丘の方が309万9,000円多いわけですが、これは全体の職員の人件費、特に正職員の人件費が、比較的高年齢者が正職員配置されているといった関係から、この正職員だけの比較をいたしますと、332万8,000円多くなっていると。これが、人件費がコスモスより高い理由でございます。

それと、利用者を増やすべきではないかというお尋ねでございますけれども、登録者数につきましては、定員15名で運営しておりますけれども、登録者は別に16、17でもいいわけでありまして、定員15人という運営の関係上、やはり15人をオーバーして利用するということになりまして、介護事業法不適性なことにもなるというようなことでございます。

非常に私ども苦慮しているのは、欠席率が多いというようなことで、欠席率で申し上げますと、当日体調とか崩しまして、20%程度の欠席率が毎日あるというようなことで苦慮しているわけでございますけれども、何とかこの利用者数を伸ばせないかというような工夫もしているわけでございますけれども。

その収入増加策の工夫といたしましては、やはり市内3カ所の在宅介護支援センターがございます。その介護支援専門医と常に連携をとっておるのでございますけれども、そこをお願いして、利用者の紹介を常にお願しているというような状況もございまして、2点目といたしましては、来られている方の利用者あるいは御家族にも、これは希望をお聞きしながら、週2回あるいは3回の利用もできないかというようなことでお願いしているわけでございます。

16年中は、週2回利用の方が13人、週3回利用の方が4人おられるというような状況になっています。また、デイサービスの職員あるいは利用者にも、利用を希望される方の紹介をお願いしているということもありまして、今後も工夫をしながら、引き続き収入の増加対策は図っ

てまいりたいと思っております。

以上です。

(「ボヌールのやつ教えて」の声あり)

副委員長(神田壽昭君) 神田所長。

桜丘荘所長(神田裕教君) ボヌール士別の方は、定員40名ということでお聞きはしておりますけれども、今現在どれぐらい平均の利用者数かということは、ちょっとお聞きはしていませんでした。

副委員長(神田壽昭君) 齊藤 昇委員。

委員(齊藤 昇君) でも、やはり行政としては、市のデイサービスが全市的にどういう状態かということ、やはり皆さん方がやっぱり正確につかむ必要があるのではないかと。介護保険から何から使われるわけだし。だから、ボヌールといえども、そういう状況をやっぱりしっかりつかんで、士別全体のデイサービスをどう発展させていくのかということ、やっぱりそこも、知恵や工夫を發揮せよということですよ。

定員15人以上になったら困るんだと言うけれども、11.1人でしょ。それから、コスモス苑は12.7人でしょ。20人のところ。13人にしたって7名不足でしょ。やはりそういう細かな送迎体制なんかもあるわけですから、そういう利用者とのきめ細かな接点を持ったりして、やはり介護保険会計で独立採算でやるぞというぐらいの意気込みで、やはり僕は事に当たって頑張ってもらいたいと思うんです。そうすれば、一般財源の持ち出しがそれだけ少なくて済むわけですから。

僕はこれは、コスモス苑の運営においても同じことだと思うんです。やはり、独立採算でやるぐらいの気構えで、職員はやはり事に当たる。それから、創意や工夫、知恵も出す。そういうものがやっぱり全職員で話し合いなんかをなさって、気合かけた行政運営をやっていただきたいというふうに思うのだけれども、この点再度答弁を求めておきたいと思うんです。

副委員長(神田壽昭君) 岡本所長。

コスモス苑所長(岡本利紀君) ただいま委員の御指摘のとおり、私どもも日常いろいろ利用者の方々等から御意見をいただきながら、利用者の増を図るべく努力をしているところでございます。

例えば、今お話ありました送迎の部分で、2路線を確保するような形で市のデイサービス2カ所、施設運営しているわけでございますけれども、そういった中で、送迎の体制を効率的に行うには一体どうしたらいいのかとか、そんなようなことも話し合いながら、さらには、先ほど神田所長からもお話ありましたように、現場として、利用者の方々からの率直な御意見をいただきながらやらなければならないというようなことがございまして、週1回しか利用できない方は2回利用していただけないのか、それから2回利用されている方は3回利用できないのかというようなことも含めまして、いろいろ利用していただくことについては努力をしてきたところでございますけれども。

なお、これからも御指摘のとおり、定員20名のところを12~13名で運営するということでは、

一般会計からの繰入金、これを求めなければならぬような状況になると。これが満度になりますと、ほとんど計算上、単純計算でございますけれども、20名利用者数が満度になってまいりますと、収支のバランス、均衡がとれてくるというような経営分析もできることから、これからも一層の努力をしてみたいと、このように考えているところでございます。

副委員長（神田壽昭君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） それから、ぜひ利用者と接したり話し合う機会がずっと多いわけですから、土日でありますとか祭日、こういうところもぜひ開館をしてほしいという声も私どもには寄せられておりますので、ぜひその利用者の声も聞いたりして、どうあるべきか、そういうことなんかも考えながら、ぜひ進めていってほしいと。これを要望しておきたいと思うのです。

それから次に、大和牧場。大和牧場については、あそこはサフォークめん羊をあそこで飼って、そしてもう増殖もしていくんだということで、随分と飼われておりましたけれども、スクレイピーの関係なんかがございます、あそこはもう閉鎖したままになってございますよね。その長々とした経過は、それはもうここで聞いたって、聞きません。相山さんが出てきたから、これは相当時間かかるなど。説明していただくためには。

いつからあそこは利用されなくなったのかということと、それから、あの大和牧場の収支ですね。入牧料の関係と、それから支出、委託をしている関係で、収支の関係はどうなっているのかということ。

それから、土別市内の入牧、あるいは土別市外の入牧、これらについてはどんなになっているのか。料金も差はあるのかどうか。この点もまずお聞きしたいと思うのです。

副委員長（神田壽昭君） 池田農林振興課主幹。

農林振興課主幹（池田政幸君） 齊藤委員の御質問にお答えいたします。

羊舎の使用についてですが、平成9年10月をもって、羊舎の使用については終了いたしております。

大和牧場の収支についてでございますが、年間運営費おおむね5,400万円。このうち預託収入分のおおむね2,800万円を除くおおむね2,600万円を委託料として支出いたしております。

副委員長（神田壽昭君） 相山経済部次長。

経済部次長（相山佳則君） 市内、市外の入牧料の料金の設定でございますけれども、市内と市外で料金の設定は違うわけでありましてけれども、今ちょっと手持ちの資料ございませんので、今取り寄せてお答えしたいと思います。申しわけございません。

副委員長（神田壽昭君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） そうすると、結局これもあれですか、一般財源は2,600万の持ち出しをして、それで大和牧場を運営していると、こういうことなんですか。

副委員長（神田壽昭君） 相山次長。

経済部次長（相山佳則君） 先ほど主幹の方から大まかなお話をさせていただきましたけれども、平成16年の実績で申し上げますと、大体年間5,410万9,000円、これが支出ということでござい

まして、大きくは中にかかる燃料代ですとか、いろいろな需用費等ございましたり、あるいは牧区を直したり、いろいろ年間使用していますと劣化してきますので、そういったものの手当てだとかいうことがございます。

ただ、この年間5,400万のすべてを入牧料で賄うということがなかなか難しいということでございまして、平成16年で申しますと、入牧料だけですと約2,800万ということでございますので、委託しているJA北ひびきも単独で持ち出しはできないということでございますので、市営牧場ということから、平成16年度の実績で申し上げますと2,358万2,000円、これを単独費で持ち出しをしているということでございます。

副委員長（神田壽昭君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） これ遊牧数の推移というのはどんなふうになっているのですか。やっぱり年々これも減っているのですか。

副委員長（神田壽昭君） 相山次長。

経済部次長（相山佳則君） 5年ぐらい前でありますと、1,000頭以上を上回ったわけでありましてけれども、ここの数年で、2～3年でいきますと、大体950頭前後ということで、昨年の実績で申し上げますれば、平成16年度は946頭ということになっております。

ただ、今年度につきましては、実数も出ておりますけれども、今年度はやっぱり850頭程度にまで減少しているという状況でございます。

副委員長（神田壽昭君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） そうすると、去年から見ると100頭ほど減少していることですね。そうなりますと、牧野使用料が入らないわけだから、委託料だってそんなに安く下がるわけじゃないでしょうか、これまた一般会計からの持ち出しが増えるということになると思うんです。

そこで、これも本当に入牧料を上げるのか、頭数をどう増やすのかということだと思うのだけれども、やはりこれもやっぱり皆さんがセールスになって、やはり土別外も含めて大和牧場の利用、こういうものにやっぱり知恵を發揮したりしながら、よし今年は2,600万の赤だけれども、せいぜい2,000万にするぞとか、そういった目標を持ちながら、やっぱり知恵や工夫もしたいし、頑張っていたきたいと思うのです。

結局これも親方日の丸で、入らなかつたら入らないでしょうがないし、一般会計から繰り出せばいいんだというふうになってやしないか。だから、そのために、これまで担当を含めてどんな努力をなさってきたのか、この点はいかがですか。

副委員長（神田壽昭君） 相山次長。

経済部次長（相山佳則君） ただいまの今年の入牧でございますけれども、これにつきましては、今年ちょうど肥育する牛が、いろいろ今年の価格の関係で一時的に少なくなったという状況がありますので、この状況がずっと続くようにはならないというふうには、もうこれ先のことは確定したことは申し上げられませんが、そういった見通しを立てております。

それと、入牧料につきましては、今年は頭数少なかったのですけれども、幸い天候がよくて入

牧期間が長くなりましたことから、入牧使用料が大体予定どおり見込めるという状況でございます。

それと、いずれにいたしましても、市の委託料ということで単独の2,500万程度のもので出ていくわけでございますので、土別で大体入牧いたしますのは、18カ月ぐらいの牛、14カ月ぐらいからも入ってまいりますけれども、そういった牛が入るわけでありませうけれども。

土別で生まれた牛が、大体数カ月の間農家で飼われて、その後、各酪農生産者の方でもなかなか飼育できないということで、上川生産連の方の牧場で預託されているというようなこともありまして、そういったものと、私どもと預託期間を延ばすことによって、使用料を上げるということで、各関係機関、あるいはその酪農組合連合会の方と、少しでも使用料を上げるような手だてということで、預託機関を長くする、あるいは、その管外に向けても、頭数を確保するというような働きかけをいかにすべきかというようなことで、打ち合わせはしてございます。副委員長（神田壽昭君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） それから、平成9年からあそこの3棟ある羊舎ですよ、これまだまだ使えるはずなんですよ。やはり、めん羊と一緒に飼うということになると、牛なんかの人たちは、これはスクレイピーの関係ありますから、かえって、あそこでめん羊を飼うのならやめるというふうにやっぱり出てくると思うんです。

ただ、あそこもこの3棟の羊舎を、やはり有効活用できないのかと。そういうことも有効活用して、そして委託料も払うわけだし、雇用の場にもなるわけですよ。だから、そういうものも有効活用しながら、そこでも、それやったおかげでまた赤字だ、赤字だといって言うんではだめだけれども、やはり知恵や工夫を出して、そういう事業の展開、利用の展開、これらも図っていくべきだと思うんだけど、9年から終わってから、もう8年ほどたつけれども、この間そういうことを考えないで来たものなのかどうか。この点はいかがなんでしょうか。

副委員長（神田壽昭君） 相山次長。

経済部次長（相山佳則君） 平成9年からと申しますのは、8年に市内で羊の病気が発生したということがありまして、それが牛のBSEなどにも由来するというようなこと。それと、あと羊が保菌しても症状出ないんですけれども、悪性カタル熱というようなことで、これが牛に移りますと死んでしまうというような病気があって、どうも近間で飼うということは好ましくないということがございました。

それで、9年以降、いろいろ活用を考えてきたわけでございますけれども、平成12年に農業・農村活性化計画をつくりまして、その中で、先ほど申しましたけれども、何とか通年預託に向けた活用ができないかということで、酪農組合連合会などを中心といたしまして、約12年、13年、2カ年かけて、あそこで育成牛を飼えないかということで検討したわけでありませうけれども、あそこは3棟に分かれているということと、育成牛ですと、12カ月齢以上になると、めん羊のために建てた施設ということで、施設は高さが低いというようなことから、不可能だというようなことがございました。

それで、その後もいろいろ活用を考えてきたわけなんですけれども、現在は、あそこで8カ月齢ぐらいまでの牛だと飼えるんでないかというようなことで、今関係機関とどのような飼い方ができるかということで、調整を進めているということでございます。

副委員長（神田壽昭君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） 生涯学習センターの問題は昼からに譲りたいと思うのですけれども。

市長、私、保育あるいは介護、大和牧場の利用、これらについて、私は質問もしてきたわけだけれども、僕はどれの問題とってみても、職員がやっぱりそれぞれのセクション、それからセクションを超えてでも、全体のやっぱり意見を取り上げたり、いろいろな知恵や力も発揮させるべきだと。どうも最近市の職員はたるんでいるのではないかなという意見を市内の人から聞いたりすると、私どもも余りいい感じはしません。

ですから、本当に市長が言っているように、こういう財政の厳しさの中では、知恵も発揮したり、そして職員自身が市民サービスを向上させるということと同時に、市政の財政にも検討するように頑張ってください、こういうことを申し上げてきたんだけど、やはりトップに立つ市長のリーダーシップ、これがますます私は求められるのだと思うのだけれども、市長の決意を賜っておきたいと思うのです。

副委員長（神田壽昭君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） 求められて私から答弁することになったのは、非常に残念だと思っております。その前に、私から手を挙げて、今1項目、2項目、3項目にわたって厳しい齊藤委員からの御指摘がありましたので、私もそのことをじっと聞いておまして、自分が市長に当選したときに、どういうふうに市民の皆さんに私の考えを訴えてきたか、あるいは職員を目の前にして、これからの私はこういう考えで仕事をやっていくといったことについては、今、齊藤委員さんが全部ここでおっしゃられたので。

その中で、やっぱり私は、大変厳しい時代にこれから入っていきますと。在来の延長線上で物を発想してとどまっている時代ではありません。先をしっかりと見ていきましょう。それから、そんな中で、あらゆることにチャレンジをしなければならない。挑戦をしていかなければならない。そして、市民の中に気さくに飛び込んでいって、今市民が何を考えているのだろうかということを身近に肌感じて帰ってくることだと。そして、それを持ち帰って、職場の中で大いに活性化というか、活力のある議論を展開することだと。私はこれからの職員に求められているのは、それが一番大事なことだと。

あわせてもう一つ最後に、やはり行政が抱えている情報を、どんどん思い切って市民の中に出していこうと。そして、その情報をしっかりと市民の方にも理解をしていただいて、この厳しい時代をともに乗り切っていこうという、そういう気風がみなぎっている私はまちづくりをしなければならない。

そういうことを思っておりますので、先ほどから聞いておりましたら、定員割れになっていても本当に真剣に考えたのかとか、あるいはそのほかの介護保険の問題、いろいろ大和の問題

も含めてですけれども、いたく感じながら聞いておりましたので、これから職員と一緒に
なつて、ますます鋭気を燃やして頑張っていきたいと思っております。

副委員長（神田壽昭君） 齊藤 昇委員の総括質問が続いておりますが、昼食を含めて、午後 1
時30分まで休憩いたします。

（午前 11時56分休憩）

（午後 1時30分再開）

副委員長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） 生涯学習情報センターいぶきについて質問したいと思います。

昨年の7月に開館してから、利用も日増しに多くなってきて、市民の評判も非常にいいよう
でございます。そこで、このギャラリーその他いぶきについては、何度か質問もしてまいりま
したけれども、以前質問をして改善を求めた事項がいろいろございます。照明スポットの問題
でありますとか、開館時間の問題でありますとかいろいろあるわけけれども、それらは、1
つにはどの程度改善したと思っていられるのか、まずこの点からお答えください。

副委員長（神田壽昭君） 那須生涯学習課主幹。

生涯学習課主幹（那須政士君） ただいま委員の方から御質問のございました3月の予算委員会
におきまして、いぶきのあり方につきましていろいろ御提言、御指導いただいたわけですが、
それらの7項目につきましてどのような対応をしてみいったのか、それから方向性について、
私の方から答弁申し上げたいと思います。

最初に、開館時間の問題でございますが、開館時間につきましては、生涯学習センターが図
書館を核とした施設であるということから、これまでの図書館の開館時間や休館日と合わせま
して、利用されている方々にもその方がわかりやすいのではないかと判断から、午前10時の
開館ということでスタートをしてきたわけでございますが、文化センターが午前9時の開館で
あるということや、午前中の利用を考えますと、使い始めるまでに30分程度の準備の時間が必要
であるということも考え合わせまして、規則を改正いたしまして、9月1日から開館時間を
9時としたところでございます。

次に、生涯学習課の勤務体系、これについて図書館と同じにはならないのかという御提言が
ございました。これにつきましては、生涯学習課の勤務体系といいますのは、管理の面だけを
考えますと、図書館の職員と合わせることが合理的であるとは思いますが、生涯学習課は生涯
学習センターの管理以外に、教育委員会事務局として社会教育全般における役割を担っており
ますので、今後、生涯学習センターの諮問的機関の役割を果たしております社会教育委員の会
議、委員の皆さんとの協議、あるいは教育委員会内部でも協議を重ねていく予定となっております

ますので、いましばらく検討の時間をいただきまして、それまでは現在の勤務体制をとってまいりたいというふうに考えていたところでございます。

続きまして、「みなくる」が自由に活動できるようなスペースを確保することはできないのかという提言がございまして、これにつきまして、生涯学習センターの管理につきましては、条例規則並びに運営管理取扱要綱に基づきまして運営いたしているところでございますが、したがって、土別市人づくり・まちづくり市民会議、通称「みなくる」と言いますが、ここが生涯学習センターを使用する際につきましても、使用料は免除になりますけれども、使用に際しては随時通常どりの手続をとっていただき、申請を出していただくという形になっております。

ただし、今年度から市民広場みなくるの事務局を、私ども生涯学習課が担当することになりました。みなくるの規約の中身も、事務所を生涯学習センターに置くというふうに改正をいたしましたところございまして、決してそれで占有させているというわけではございませんが、2階の情報処理室を、こちらをみなくるの会員の皆さんがいつでも使用できるスペースということで位置づけまして、そこに若干の備品等の整備をいたしましたところでございます。

続きまして、生涯学習センターというのは、貸し館で果たしていいのかということで御質問ございました。これに関しまして報告いたします。

生涯学習情報センターは、市民の方々に自主的に利用していただくことを基本にし、必要に応じて利用体系なども提案しながら運営をしております。利用効率を高めるために、昨年度から市内の小中学校と連携をとりながら、児童・生徒の作品の校外展示という形で絵、書道、それから手作りのたこ、学校祭等に使った懸垂幕などの展示をしております。

それとともに、図書館の各種事業はもちろん、スポーツ課の写真展でありますとか、博物館の展示活動など、教育委員会の事業につきましても生涯学習センターの方で積極的に実施しているところでございます。

また、市民ギャラリーの利用方法につきましても、展示以外にも、少年少女合唱団、あるいはファゴットの演奏会、さらには人づくり・まちづくり市民会議によるクリスマスいぶぎの集いといった交流会等の事業も行っているところでございます。このように、多様な利用方法をPRしながら、利用しやすいセンター運営に心がけているところでございます。

また、文化協会や人づくりまちづくり市民会議との協働によりまして、生涯学習情報センターのオープニングのイベントとして、いぶぎ生涯学習フェスティバルを、16年度に続きまして今年度も開催をしてきたところでございます。

センターの運営に対するその意見の集約はどのようにしていくのかという質問がございまして、その際に、アンケートを実施してまいりますというふうにお答えいたしましたので、その中身について若干報告させていただきます。

生涯学習センターの利用促進のために、今年5月にアンケート調査を実施しておりまして、調査の対象は、センターの利用者並びに各種文化団体及び市内の小中高等学校、合計159団体

を対象にアンケートを実施いたしております。回収率につきましては、65%という結果でございました。このアンケートを通じまして、多くの市民の皆様から貴重な御意見をいただくことができました。アンケートの結果につきましては、できるものから早急に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

また、8月に開催いたしましたセンターの運営について協議をいたします社会教育委員の会議にこのアンケート調査の結果を報告いたしまして、今後の施設運営に対する意見を聞いたところでありまして、今後におきましても、より使いやすい、より効率的な運営ができるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

(「そんなものでか」の声あり)

いや、スポットライトと自動販売機の件が。

(発言する者あり)

省略した方がよろしいですか。

それでは、あと2点ございますので。

スポットライトの関係で、設置している場所が悪くて作品にライトが当たらないので、何とかならないかという御指摘でございました。これにつきましては、早急に対応するというお答えをしておりますが、今年度4月早々にライティングレールの位置を50センチほど壁面からさらに離しまして、現在ちょうど作品に光が当たるように改善をされているというところでございます。

最後に、自動販売機の関係でございます。喫茶店につきましては、いろいろ工事の関係もございまして難しいということで、せめて自動販売機の設置はどうかという質問でございました。自動販売機につきましては、図書館の方の中に持ち込まれて、書籍等を汚されては困るということはもちろん考えられますが、図書館と十分に協議をいたしまして、閲覧室等には飲み物を持ち込まないという条件をつけまして、それを利用者の皆様に周知して理解していただくということで、1月1日から自動販売機を設置いたしているところでございます。

以上でございます。

副委員長(神田壽昭君) 齊藤 昇委員。

委員(齊藤 昇君) 勤務体制の問題だけれども、教育委員会の事務局、生涯学習課ですよ。教育委員会の事務局と同じだということだけれども、図書館は大体月曜休みですよ。月曜日には、市民の方々が生涯学習課にどの程度訪ねてきたりするの。月曜日を生涯学習課も休みにして、図書館と同じ勤務形態にしたらどんな支障が生じるの、この点はいかがですか。

副委員長(神田壽昭君) 那須主幹。

生涯学習課主幹(那須政士君) 最初に、月曜日の来館状況について御報告いたします。

図書館が月曜日休館ということは、従前あそこに移動する前からの管理態勢なのですが、いまだに月曜日に5件程度は、「図書館はきょうあいていないんですか」という電話がまいります。これは質問にはなかったことですが。

生涯学習課に来るお客さんの数なんですが、電話を除きますと、考えられますことは、文化振興補助金ですとか、そういった学習相談、これ私もカウンターで数字をはかっているわけではありませので、何人というふうに具体的な数字はお答えできませんが、2～3名程度はいらっしゃると。それから、利用につきましても、きょうは図書館は休みなんだけれども、生涯学習センターの申し込みはできるのかという方もいらっしゃいます。それから、青少年相談員を私ども生涯学習課に配置しておりますので、こちらの方にもお客さんが、まれでございませけれども、いらっしゃるということがございます。

それで、メリット、デメリットについてお答えいたしますと、例えば、図書館と私ども生涯学習課の職員が勤務体制を同じにした場合には、やはり図書館の貸し館業務、こちらの方に負担がかからないということで、私どもがお手伝いできるということで、プラス面になるかと思ひます。月曜日は休館で、完全にそれを休みにしてしまひますと、ランニングコストといひますが、電気代それから灯油代が若干節約できるかなというふうに思ひます。

逆に、月曜日を休みにいたしますと、生涯学習課としての先ほど言ひましたさまざまな相談、あるいは申請事項、そういった市民への対応ができなくなるという懸念があるというふうに考へているところでございませ。

副委員長（神田壽昭君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） 例へば、土日というのは職員の皆さんは休むわけでしょ。そうすると、管理の面から言っても、生涯学習のいぶきのギャラリーの面でありますとか、ボランティア室の面だとかというのは、これはもう無人になっていくというふうになりますけれども、管理の面ではどういうふうにやっぺいらっしゃるのですか。

副委員長（神田壽昭君） 那須主幹。

生涯学習課主幹（那須政士君） 委員おっしゃいますとおり、土曜、日曜については、生涯学習課の職員は休みでございませので、基本的には図書館の職員に対応してもらっているということでございます。ただし、中身によりましては、私ども生涯学習課の職員が連絡を受けて、来ないと対応できないということもままございませ。

以上です。

副委員長（神田壽昭君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） 結構子供たちなんか来たりして、死角に結構なところがございませよね。だからそういう点では、図書館の職員というのは図書館業務をやっぺり、それが任務ですから。それに、2階から地下からそれらにも目をさせなければならないというのは、それだけやはり、結局は余分なところといたらあれだけれども、責任を負わなければならないということになるわけでしょう、何かあったときに。そういう子供だとかいろいろなことがあって、もしや事故なんか起きたときにどうするんだという問題があります。

だから、そこら辺のことというのは、もっと社会教育委員の会議と言ひましたけれども、皆さん方の中で考へる必要があるのではないかというふうに思ひのだけれども、そういう事故や

何かの責任については、それもとらすんだということなんでしょうか。

副委員長（神田壽昭君） 那須主幹。

生涯学習課主幹（那須政士君） 委員おっしゃるとおり、あそこの施設は、2階、1階、地階ということで、非常に広い施設でございます。しかも、土日の図書館職員の勤務体制というのは非常に少ないということで、全館の施設に目を届かせて、子供たちに事故がないように管理ができるかといいますと、モニター設備もない施設でございますので、非常に難しいわけでございますけれども。

仮に事故が起きた場合に、図書館の職員にその事故の責任をとらせるのかということでございますが、それは生涯学習センター内の事故でございますので、図書館職員に責任をとらせるということにはならないと思います。万が一事故が起きた場合には、生涯学習センターの責任として処理をするしかないというふうに考えておるところでございます。

副委員長（神田壽昭君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） それはね、苦し紛れの矛盾した答弁ですよ。だって、そこに次長や主幹が行っているわけではないでしょう。それで、土曜、日曜は図書館の職員に管理の分も見えてくれよと頼んでいくわけでしょ。

図書館の職員の勤務形態は、結局隔週ごとに土日は休むと。だから、半分ですよ、管理の人間、見ますとね。例えば、市民文化センターにパソコンを朝から晩までびっちりやっている人がいたりする。それは、時間をある程度あけて使ってくれよと言えば、その人は今度は図書館に回って行って、朝から晩までいたりうろうろしているとか、結構暖を求めて、暇な人といったらあれだけでも、そういう人が来たり、そういうあそこのところの用足しに来たりとか、いろいろなことを聞いております。

だから、私は、何かやっぱり公共施設の中で起こったときに、図書館の職員はもとより、市教育委員会や市当局がやっぱり批判される的になると思うのです。だから、私は、本当にそうであれば、シルバー人材センターなり、あるいは民間会社に、その下の部分やら若干警備の部分はお願ひするとか、そういうことを、銭、金ではなくて考えることや、モニターならモニターなんかも考えてみるとか、そういうことをやらすのであって、図書館の職員の権限でないから、そのところは図書館職員に責任を負わすわけにもいかんと。生涯学習課の私が負いますなんて、そういう矛盾したことでなくて、真剣にやっぱり考えるべきだと思うのです。

そして、もし非行なんかが起こったときには、今度学校、父兄にも迷惑をかけたいろいろなことがあると思うんです。だから、警備を置くなり、そういう管理人というか、自分でやっぱり置くという工夫をしておかないと、私はやっぱりそういう教育施設の中でそんなことが起こるといのは、やっぱり皆さんもそうだし、私らもあってはならないことだし、不幸なことになってしまうんだということを、だから、起こらないから安心しているけれども、災いなんていうのは忘れたころにやってくるんです。そのところは教育長、次長と主幹が責任を持てばいいけれども。教育長も責任を負えますか、これ。どうしますか、これ。ちょっと答えてく

ださい。

副委員長（神田壽昭君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君） 斉藤委員の御指摘の件につきましては、私ども本当に真剣になって検討しなければならないことと考えております。特に、今生涯学習課の職員は、行政の一端として、生涯学習課として月曜日から金曜日の勤務時間がございまして、また、いぶきの方は、月曜日休館で、土日が開いているというような形態にございます。これを今後両方今の人材の中で兼ねて、万全を期していくというのは、なかなか難しい体制もあるのではないかと思います。

また、図書館の職員も、土日については非常に手薄になるというような実情がございまして、ただいま斉藤委員から御指摘のありましたようなことも十分懸念されるところでございますので、その辺の管理態勢を、今ちょうど開館して1年以上たちまして、いろいろな問題点もあるうかと思っておりますので、その辺も含めて十分検討させていただきたいと思っております。

副委員長（神田壽昭君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） それと、地階のやっぱりギャラリーの活用方法とも関係あるんだけど、私は、地階をいろいろな展示コーナーでありますとか、使用していないとき、これ市民が行ってみてもがらんとしていると。何かやっているだろうかと行ってみたいけれども、余りにもがらんとし過ぎているのではないかというお話がされるんです。

だから、私はあれだけ広いスペースを、全部展示物なら展示コーナーを全部使わない場合もあると思うのです。今までの経験でも。そうすると、一定の場所は、常設の展示コーナー。これは、例えば市民文化センターに見にいきましたけれども、ギャラリーミレイに参加していた人たちを初めとして、いろいろな団体の人たちがいろいろなものを自分たちの趣味を、絵だっそうだし、いろいろな焼き物でありますとか、いろいろなものをつくって、展示を出していたわけですね。

だから、そういう市民のグループの人たち、利用者を集めて常設展示をしておく。全部を使うときには、それはよけていただくよというふうにしておく。そして、そういう常設の展示コーナーを設けたときに、ひとつ、この日とこの日はボランティアであそこの管理といいますか、見ていていただくというような提起もすれば、人を例えばお金かけないでも、やっぱり常設で飾るということは、その飾っている人、あるいは友達なんかもやっぱり見に来る。そして、それらに触発されて、またいろいろな芸術の腕も上がっていくということがあると思うんです。

だから、がらんとしてあそこいよいよもったいないし、余りにもがらんとしているのでは、何をやっているのかわからないというふうに言われているわけですから、だからあそこは、開館されてから展示をしなかった日にち、これは大体何日あるんですか。

副委員長（神田壽昭君） 那須主幹。

生涯学習課主幹（那須政士君） お答えをいたします。

多目的スペースあるいは地階の市民ギャラリーにつきましては、今質問のありました展示さ

れなかった日は押さえておりませんが、市民ギャラリーの稼働率を押さえておきまして、平成16年度におきましては、地下の市民ギャラリーが66.4%。それから、2階の多目的ホールが44.5%。年度途中ではございますが、今年度4月から11月末まで、日数にして201日でございますが、この稼働率が63.2%。日数で127日間です。多目的ホールにつきましては、利用日数は160日で、79.6%という数字になっておりますが、委員おっしゃられましたとおり、2階にしましても地階にしましても、壁面は大変広く、そのほかにパネル、地下につきましては展示ボックスも多数用意しておりますので、1団体が例えば展示をしたといたしましても、一体どこにあるのかというくらい広いスペースでございますので、おっしゃったとおり、がらんとした印象は払拭できないというふうに私どもも考えております。

そこで、従来図書館の方で実施いたしておりました、玄関のギャラリーで実施いたしておりました展示活動につきましては、名称をいぶきギャラリーというふうに変えまして、個人の方が展示されますと、今の条例規則では有料になりますので、お金がかからないように生涯学習センターが主催ということで、いぶきギャラリーという名称をつけまして、展示の募集をいたしているわけでございますが、残念ながらこちらにつきましては、6月からスタートしたわけですけれども、現段階では利用が1件ということになっておきまして、今後こういった活動につきましてもさらにPRをするとともに、私どもから図書館が従来やっていた団体あるいは個人に対しまして、展示の御協力の声かけをして、なるべくにぎにぎしい多目的センターの活用、あるいは地階の市民ギャラリーの活用に努めていきたいと考えているところでございます。

副委員長（神田壽昭君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） そうすると、そういう常設展示も含めて考えるというふうに理解してよろしいですか。それで、皆さんいぶきの展示ボランティアというんですか、あるいはいぶきボランティアというんですか、これを募集して、展示するときには、ボランティアですよ、それを募集して、10人ほど応募があって、これはもうボランティアで手伝いをするというふうになったけれども、たったの1回しかやっていないでしょう。

私は、こういうふうにして、市民展示ボランティアを募集したというアイデアは大したものだ。そして、応募にこたえて、募集にこたえて10人の人たちが展示ボランティアとして登録されている。だけど1回しかね。

だから、私はそういう常設のときには、展示されているやつはボックスであれすとか、横へよけてもらうとか、そういうものも、本当にその人たちを活躍する場を与えていく。そういうこともしないで、工夫もしないで、そしてせっかくの展示ボランティアの人たちが、そうやって募集したのに1回しかやらないのでは、そんな程度なのかと。そしたら、やっぱり常設展示でもしたりして、もっとやっぱり私たちも来て手伝えるんだと。

こう言っているわけですから、ぜひ外から外部の人たちが来たときに、さっきからくどいようだけれども、やはりがらんとした、あれだけのただっ広いところですよ。そういう使い方としてやっぱりやるべきではないか。これはやる気になればできるでしょう。できないという理

由は何なんでしょうか。この点ちょっと答弁いただきたいと思うのです。

副委員長（神田壽昭君） 那須主幹。

生涯学習課主幹（那須政士君） お答えいたします。

最初に、いぶきボランティアにつきましてお答えいたします。

いぶきボランティアにつきましては、委員おっしゃりますとおり、市民の技術や発想を展示活動に生かしまして、生涯学習センターの有効利用を図るとともに、市民参加型の生涯学習活動を推進することを目的に、本年の5月にスタートしたわけでございます。募集をいたしました結果、7名の方の応募がございまして、登録をさせていただいているところでございます。

委員の御指摘のとおり、活動機会が少なく、今年度は今のところ1件という、本当にそういう数字でございますが、今後におきましては、いぶきギャラリーの際の活動のみならず、全館を使ってやるような展示活動、あるいは今、委員から御提案がございました常設展示等の際、あるいは監視の役割もしていただけるよう登録者にお話をいたしまして、活動の場を今後も増やしていきたいというふうに考えているところでございます。

副委員長（神田壽昭君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） やはり、いいことというのは、どえらい予算を伴う問題ではないでしょう。

ああいうふうに展示ギャラリーの人たちも7人参加もしていただけるし、手伝うと言っているわけだし。それから、そういう市民の皆さんの作品がそこに展示で生きた建物の使い方だし、それを見に訪れる市民も、やはりあそこへ来れば、やっぱり下に入って何をやっているかというのを見たいというわけです。生涯学習のあなた方のところへ行くよりあそこへ行く方が多いのですから。

だから、ぜひもう一工夫されて、ぜひ関係者を集めてやる方法をやっぱり検討していただきたいというふうに思うのですけれども、これ主幹、さっき2人して手を挙げていたから、次長、あんた特命で行ったんだから、もう一工夫できないのですか。

副委員長（神田壽昭君） 鈴木教育部次長。

教育部次長（鈴木隆夫君） 地階のギャラリーの有効活用についてですが、今御指摘のありましたような常設展示を充実するとか、私どもが考えましたいぶきギャラリー、これらの開催回数を充実するということはもちろんなんですが、市が持っているさまざまな美術関係の収蔵品が半分死蔵品になっているような物もありますけれども、それらも含めて見直しをして、美術作品を集めた形で展示をすると。

そういうふうな機能を果たしていくようなことも努めていきたいというふうに思いますし、さらに、また今、ボランティアの方については、例えば8月の戦後60年の平和記念展でありますとか、クリスマスのツリーづくりなんかには、実はかなり大人数の人出を必要としたわけですが、そういうときに、今思えばお手伝いを願えばよかったかなというふうなことで、機転がきかなかったという反省を含めて、今後そういう方々の御協力をお願いするように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

(「市民ギャラリーのやつは話し合いなんか持つの」
の声あり)

そういう協議の機会も持ちたいというふうに思っております。

副委員長(神田壽昭君) 齊藤 昇委員。

委員(齊藤 昇君) やはり、いいことは率先して取り上げて、そしていろいろな議論をして、知恵も出し合って進めていく。これもぜひ、さっき昼前は市長部局の方言っていたけれども、教育委員会も同じですからね。むしろ教育委員会なんか、そういういろいろな生涯学習持っているわけですから、やはりいろいろな知恵も工夫も集めて、ぜひ頑張ってくださいよう心から要望して、総括質問を終わりたいと思います。

副委員長(神田壽昭君) 田宮正秋委員。

委員(田宮正秋君) 平成16年度の決算審査の総括質問を行いたいと思います。

決算審査意見書にありますとおり、16年度は実質収支額が2億2,000万の黒字決算となっていると。そうはいても、一般会計からの特別会計、企業会計への繰出金は、いわゆる2億8,000万減っていると。そういった面では、非常に厳しい決算の内容だったと思います。

それで、まず最初に、いわゆる各会計における収入未済額のこの内容をまず伺いたいと思います。

副委員長(神田壽昭君) 三好財政課長。

財政課長(三好信之君) 各会計の収入未済額の関係、まとめて財政の方からお答えいたします。

まず、一般会計の収入未済額、合計になりますけれども1億3,818万6,000円ほど。失礼いたしました、一般会計全部で2億7,886万4,000円。その大きなものといたしまして、やはり市税で1億3,800万ほどございます。そのほか、土木の公営住宅の使用料の関係で210万。滞納分も合わせますと620万ほど。そのほか商工の貸付金の滞納で220万というような主な内容になっております。

それと、診療会計等はありませんけれども、特別会計の方で国保会計。国保会計は、主に国保税の収入未済ということで1億3,979万1,000円。介護関係で、介護保険料の収入未済で132万円。あと、市場会計はございませんが、介護サービスで利用料の未収で6万7,000円。

水道の方、簡易水道事業で1万2,000円の収入未済と。下水道の方、受益者負担金あるいは下水道の使用料、合わせまして290万8,000円の収入未済。

あと、農業集落の方も受益者の負担金と、集落の受益者負担、個別の受益者負担の収入未済で6万6,000円。

全会計合わせますと、4億2,300万ほどの収入未済というような状況になっております。

副委員長(神田壽昭君) 田宮委員。

委員(田宮正秋君) 国保会計の未済額。これ1億6,000万ぐらいではなかったですか。違いますか。

副委員長（神田壽昭君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 申しわけありません。1億6,100万でございます。それで、すべて主に国保税で1億6,100万の収入未済となっております。

副委員長（神田壽昭君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） そういうことで、収入未済額は4億4,500万ぐらいになるのですけれども、この中で、ここ数年企業が破綻しているというのが結構あるものですから、そういう面での未済額というのはどのぐらいになっているのか。

副委員長（神田壽昭君） 出嶋税務課主幹。

税務課主幹（出嶋正広君） お答え申し上げます。

収入未済額のうち、企業倒産等に関連いたしましたものは、現年度分の固定資産税及び都市計画税の合計で、約1,900万円のうち、9件で約760万円となっております。なお、企業倒産や破産により、刑事事件や新破産法により破産財団管理となった課税物件につきましては、競売等により所有権が他に移転されるなど、事件が解決するまでは課税は継続し、時効が中断いたしますことから、収入未済額となり、次年度の滞納繰越額として残ることとなります。

以上でございます。

副委員長（神田壽昭君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） ということは、ここ2～3年、公共事業の不況から、土建屋さんとか運輸関係だとか多くの企業が破綻していますけれども、それは一応管財人さんがついてちゃんとやっていると思うのです。ただ、全部が解決しているわけではございませんね。それは一応時効ということで中断されて今後残っていくと。

というのは、それは固定資産税でも都市計画税でも、それはどんどん増えていくということですね。例えば、倒産した企業の土地があって、それが競売なりにかかって、買った人から今度払っていきますよというふうになるんでしょうけれども、そういうことが起きない限りは、この収入未済額というのはずっと増えていくということね。

副委員長（神田壽昭君） 伊藤税務課長。

税務課長（伊藤 暁君） お答え申し上げます。

今、主幹が申しあげましたように、今年度分で倒産関連は9件で、760万であります。滞納繰越分でいきますと8,500万ございまして、そのうち倒産等々で残っておりますのが3件で、6,430万でございます。この9件と3件合わせまして12件なんでございますが、今年2件ほど処分されておりますので、10件については、これからまだ処分がかかるというふうに思いますので、ずっと残っていくというふうに思われます。

副委員長（神田壽昭君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） そしたら、1億円以上のやつが残って、なおかつ収入未済額としては増えていくということですね。

それで、会社倒産におけたときの不納欠損額、これはどのように押さえていて、不納欠損が

増えていっている理由というのはどのように押さえているのか、お伺いいたします。

副委員長（神田壽昭君） 伊藤課長。

税務課長（伊藤 暁君） 不納欠損額につきましては、会社が倒産した場合については、先ほどお話ししましたが、競売なり財団の方で処分できた場合については、即時消滅という形で処分がされた時点で、不納欠損で落とすということになります。

ただ、このところ増えておりますのは、現年度中心の徴収をしております関係から、5年で時効になって不納欠損になっているという部分が多いということで、また倒産によって大きく落ちたという状況ではございません。

副委員長（神田壽昭君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 今まで5年で落ちていくんです。ただ、現年度はできるだけもらってあれしている。ただ、現年度でも収入未済額になったやつはありますよね。現年度で。それは次年度で、また滞納繰り越しで増えていくということですね、この倒産の影響で。

副委員長（神田壽昭君） 伊藤課長。

税務課長（伊藤 暁君） 処分がされない限り、ずっと増え続けるというふうに思います。

副委員長（神田壽昭君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 自治法では、いわゆる5年で不納欠損ですよということで、本当に私どもこうやっている、今年特に選挙もあったですし、いろいろな企業を回らせていただいたですけれども、本当にどん底というような感じです。土建業界にしても。また、そういうふうに土建業界が不況になるということは、やはり全体、市内のいろいろな経済も本当に落ち込んでいるというのが現況なんです。

そこで、当然私も一時公共事業関連の骨材業界に籍を置いていたときもあったんです。それで、ちょっとお伺いしたいのですけれども、これは建設部長になるのかわかりませんが、いわゆる今例えば、道路や何か発注しますよね。そのときに、骨材、凍上抑制層80ミリだとか、上層路盤40ミリだとか、そういうものは今新材で設計になっているのかどうか。

副委員長（神田壽昭君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君） ちょっと席を外しまして失礼しましたけれども。設計の中では、それぞれ場所によって、新材でやるものと、再生骨材というものでやるなど、それぞれ分かれております。中身的にはそういうことです。

副委員長（神田壽昭君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） それでも普通の路盤はほとんど80ミリ関係は、いわゆるコンクリート再生材という形で設計になっているのではないですか。

副委員長（神田壽昭君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君） 80ミリ関係については、再生骨材で設計していると、そういう中身になっております。

副委員長（神田壽昭君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） それで、僕らその企業に所属していたときからそうだったんです。アスファルト再生材とか、舗装用アスファルト再生材を使いなさいと。路盤材はそういうふうに使いなさいと、そんな形になっているんですね。

それで、今業界、砂利業界も今朝日にプラントないですし、中土別もないですし、ほとんど川砂利のプラントは少なくなってきた、いわゆる採石プラントが多くなっている。そう言った中で、今も今年になってから事情はいろいろ聞いたのですけれども、ほとんどそういう大量に使う道路だとかそういうのが、ほとんどもうコンクリート再生材になっていて、新材がだめだと。

そうした中で、今新材が一番出ているのは何かというと、ビリ暗渠なんですね。これが一番出ているんです。僕らのいたとき、所属していたとき、採石でビリ使ってもらった。ところが、今武徳で土づくりということでやっていますよね。上川支庁発注で。それは、土別のそういう骨材が入っているのかどうか。

副委員長（神田壽昭君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君） 農業の基盤整備事業の道営事業の関係だと思っておりますけれども、あくまでもまずそのビリの関係につきましては、受益者の意向をまず尊重しようということになっております。それで、武徳地区においては、今年になってから川砂利を使いたいという地元の意向がありまして、上川北部の耕地出張所になりますけれども、そこが設計、積算をしたということは伺っております。

それで、その川砂利が受益農家の方から、どうも予定していたものとは違う物が入ってきているという話を聞きまして、私ども経済部でパワーアップの関係の助成もしているものから、北部耕地の方に出向きまして、ラブ土別バイ土別運動の一環として、中小企業の砂利組合もあるので、地元で調達できるものについては地元で調達をしていただきたいという、そういう意向は伝えてございます。

副委員長（神田壽昭君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 現実の中身として、やはり上川支庁で発注する北部耕地ありますよね。その間に、いろいろ市も補助でつくのかどうか、土地改良区がつくのか。これそっちの方の意向が強くて、今年やったやつの春先、いわゆる名寄の方から入りましたと。ところが、足りなくなりましたよと。そしたら採石入りましたよと。その中身を聞いたら、名寄の方では完全に確保していますと。その量は確保していますと。向こうはそういう商法で営業でやって、ところが実際にやりだしたらなくなると。そしたら、今度採石を使ったと。そして、また名寄がたまってきたらまた名寄だと。やっぱりそれは受益者ではないんです。間に入っている改良区になるのか。

そういう中で、やっぱりこれ道営事業というのは、もちろん市も一般財源出しています。農家もあれでしょうけれども。そういった面で、物すごく工事が少なくなっているといえますか。これ投資的経費なんて見たら、平成7年度は65億ですよ。これは恐らく流雪溝をやっ

いた最後の方だと思うんですよ。それが物すごく今落ち込んできて、そして多くの建設業界が、業者が破綻しているのは、これ現実なんです。

そういった面で、発注者がどうだとしても、やっぱりそれはやっぱり市のお金も入っている。そして、やっぱり業界の方も真剣になっている、営業をやっていると。そういう中で、役所がだめですよと。そういうのがいいのかどうか。それは、恐らく業界から市にも来ているはずで、使わせてくださいということで、だけれども現実とは違っていると。これ僕さっき聞いたんです。この質問するのに。

ですから、私は、地元業者の育成も兼ねて、地元の資材、木材関係もそうですし、そういった面では、やっぱり市としても本当にそういう名寄から重いのを運んできてやるのではなくして、あくまでも地元のやつを使ってくださいということ、やっぱり言っていくべきだと思うのですけれども、そこら辺伺います。

副委員長（神田壽昭君） 佐々木部長。

経済部長（佐々木幸二君） この関係につきましては、前段申し上げたとおり、まず私ども道営事業でありますけれども、やはり受益者の意向なんですね。採石を使うか川ピリを使うかというのは、あくまでも受益者の意向があるということ、まず1つ伺っております。

それで、砂利協の方からも道の方に対して、地元の砂利を使っていたきたいという部分は、要請をしたということは伺っておりますけれども、結果的に、前段言いましたとおり、やはり受益者の意向で川砂利を使いたいと。

それで、土別の砂利協の方にもそういうお話があったということ、伺っておりますけれども、それ以後のことについては、前段言いましたとおり、私どもにも砂利協があるので、ぜひとも地元のその砂利を大いに活用していただきたいということで、上川北部耕地の方に私が行って要請はいたしましたけれども、それ以後、名寄になったのかどうかということは、事実関係は確認しておりません。

副委員長（神田壽昭君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 部長、いろいろ商工関係のいろいろな全部その中身というか大変だというのは知っていると思いますので、そこら辺特にやっぱり気を使ってやっていただきたい、このように思います。

次に、街路事業についてちょっと。

副委員長（神田壽昭君） 半沢土木課主幹。

（「委員長」の声あり）

副委員長（神田壽昭君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 何か先に言いたいことありましたら。

16年事業で、いわゆる南町の信号機の件なんですけれども、南町の南進自治会館が新築されて、本当に自治会の皆さん、本当に非常に喜んでるんです。それで、あそこの自治会というのは相当古くて、自治会館として使う前には、南町の保育所として使われていて、そのころは、

あそこの手押しの信号機というのは、非常に有効だったんだそうです。そういった面であそこに信号機をつけていただいたのですけれども。

ところが、保育所は別に移りました。自治会館も移りましたと。ではあそこの信号機、赤になっているのを見たことないんですけれども、その信号機の件で聞きたいのですけれども、まずその今、若葉通りの改良事業をやっていますよね。これ15年度からだったと思いますけれども、これの進捗状況と、いつ改良予定なのか。そこら辺まずお伺いしたいと思います。

副委員長（神田壽昭君） 半沢土木課主幹。

土木課主幹（半沢 勝君） 先ほどは失礼いたしました。

田宮委員の質問にお答えいたします。

若葉通りの街路事業につきましては、南町地区の大型商業施設や、急速に開発が進む宅地造成等々踏まえまして、地区計画におきましても骨格となる道路、また市街地の外環状路線という位置づけを持ちまして、都市計画事業として事業を進めております。この若葉通り事業につきましては、若葉通りの750メートルと東大通りの640メートルとを合わせまして、総延長1,390メートルにて、若葉通り外1路線という形で事業の採択をいただいて実施しております。

事業の概要でありますけれども、平成15年度につきましては、若葉通りについて調査設計業務委託、用地買収、事業費では6,000万。16年度につきましては、今度は東大通りにつきまして、設計委託、地質調査、用地買収費、事業費につきまして6,000万行っております。本年度の17年度につきましては、東大通りの用水路の補償及び支障物件の移転、本工事としまして、雨水の縦断管を200メートル程度施工いたしております、事業費にしまして1億1,200万を投入しております。

3カ年におきまして、投入しました事業費は2億3,200万でございます、総事業費が6億8,300万という推定をいたしております中で、事業費換算でいきますと、約34%の進捗を見ているところでございます。

18年度におきましては、国道の交差点の改良及び市道南町東1号線間の200メートルを道路改良してまいりたいというふうに思っております。本工事としましては、約200メートルぐらいです。

あと、最後になりますけれども、完了年度につきましては、一応22年をめどに事業を進めております。

以上です。

副委員長（神田壽昭君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 18メートル道路で、国道挟んで東西をやるということで、22年に完了予定ということで、すばらしい道路になって、外環状ということで、交通安全上、特に南町東1号道路等については、物すごくよくなると思うのです。当然、それだけの道路ですから、完了したときにはちゃんと立派な信号機がつくと思うのですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

副委員長（神田壽昭君） 有馬市民部次長。

市民部次長（有馬芳孝君） 信号機の関係につきましてお答えをいたします。

ただいま建設部の方から御答弁をさせていただきましたような進捗状況を踏まえまして、完成につきましては、若葉通りの交差点の信号機、国道40号線の信号機でございますけれども、委員のお話のように移設の関係を含めまして、公安委員会の方に移設をし、設置をしてほしいということで、平成12年から上申をしているところでございます。

副委員長（神田壽昭君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 僕はその後で聞こうと思ったのですが、いわゆる今の若葉通りが18メートル道路で東西にあれして、そこにはちゃんとした信号機をつけるんでしょうと。それは、道のあれですから。ただ市としては、そういうふうに強く要望していくと思うのですが、どうなんですか、そういう、若葉通り。

副委員長（神田壽昭君） 有馬次長。

市民部次長（有馬芳孝君） 失礼いたしました。

広い方のものにつきましても、道路交通法の関係に基づきまして、道路状況等を勘案して必要性を公安委員会が認めれば設置となりますので、こちらの方も要望しておりますし、それぞれ移設の方もということで、2カ所につきまして要望、上申をしているところでございます。

副委員長（神田壽昭君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） その移設の件は、前にも議会でも言っていますし、地域からも要望あると思うんです。それで、今その移設のとのですね、南町西二区仲通り道路改良、これは16年度から始まっていますよね。これは、16、17、18年は完了するということですね。

副委員長（神田壽昭君） 半沢主幹。

土木課主幹（半沢 勝君） 今の御質問にありました南町西二区仲通りの事業でございます。この概要につきまして、ちょっと御説明させていただきます。

当路線は、南町商工団地周辺を東西に縦貫いたしまして、幹線道路としまして歩道の設置を行いまして、歩行者の安全はもとより、交通緩和にも極めて効果が高い道路ということで、事業を進めているわけなんですけれども、3カ年、来年度18年度の完了を目標に進めております。

事業の概要につきましては、延長が559メートルございまして、16年度には調査設計と道路改良180メートル、事業費にしまして5,000万。17年度につきましては、道路改良220メートル、事業費を4,800万でやっております。18年度完了なんですけれども、これにつきましては、道路改良を190メートルほどやりまして、3,000万の事業費をもって完了させたいというふうに思っております。本年度までの事業費換算でいきますと、約77%がもう仕上がったという形でございます。

以上です。

副委員長（神田壽昭君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 今まではその道路ができていなかったから、なかなかそこに信号機つけてくださいと言ってもなかなか厳しい面、これは公安委員会の方もそうだと思うのです。

ところが、来年度でき上がるということで、それを契機に、本当に強く道の方に要請していただきたい。というのは、あそこはやはり西條さんの信号機からはないんですね。ずっとないんです。今のその使われていない信号機までないんです。ですから、あの道路が完成したときに、ちょうど中間点になるんです。

それで、やっぱり今あそこら辺、やっぱり商店街がわーっとありますから、西の方から東に移動するのに、やっぱりあの信号機が必要だと。信号機を渡ったらすぐパチンコ屋さんあるんですけども、パチンコ屋に行く人からの要望ではないですから。買い物をする人の要望ですので、これは強く。僕らも道に対して、知っている議員に対して、ぜひあれしてくださいということを言いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、清掃費について伺いたいと思います。

副委員長（神田壽昭君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） この清掃費の紙類の分別収集委託については、今までも何回か議会の中で質疑させていただきましたが、この事業内容と、16年度の事業の実績について、まずお伺ひしたいと思います。

副委員長（神田壽昭君） 大崎主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） 紙類分別収集につきましては、平成12年度の容器包装リサイクル法の施行に合わせまして、分別収集を、市内の廃品業者で組織する土別市再生資源物回収組合に委託をし、回収をいたしました。現在、市外地区の17ブロックを年6回の延べ102回、出張所、農村地区の10ブロックを年4回の40回、計142回の収集を実施いたしているところであります。

平成16年度の事業実績であります。年間704トンの収集量でありまして、その内訳につきましては、新聞紙が266トン、段ボールが135トン、雑誌類が158トン、雑紙、紙製容器が145トンであります。

副委員長（神田壽昭君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 市街地の場合でしたら、2カ月に1回委託して収集して回るということで、前にも話させていただきましたけれども、本当にその自治会自治会によって違うのでしょうか、私どもの自治会は、やはり年2回で子供会の育成ということで、全戸を回るんです。全戸。事前にちゃんと回覧板であれして。私どももそういうのわかっていますから、年2回回るということで。だから、新聞はもう全部取っているんです。車庫に。そして、年に1回は商業高校のああいうのに出すということを決めているんです。ただ、結構民間の回収の車も結構回って、そっちの方に出している方もいらっしゃると思うんです。

そういうことで、これ事業最初から、この事業はだめだなんて言っていないですよ。これはこれでいいんです。ただ、委託して全戸回るわけですよ。出している人もいる、出していない人もいるだとか、全戸回るんです。そういう方法でいいんですかということは何回か質疑させていただいたんですけども。

朝日町ではそういうこと、全戸といったら大変ですよ。そういうような、こういうような土別と同じようなことやっていたのでしょうか。

副委員長（神田壽昭君） 有馬次長。

市民部次長（有馬芳孝君） 朝日町の回収の関係につきましてお答えをいたします。

旧朝日町、朝日地区でございますけれども、紙類の収集につきましては、毎月段ボール、紙パックの日と、雑誌、紙製容器の収集日を設定いたしまして、市街地区1回、周辺農村地区2回とで、年間72回の収集回数でございます。これは、一般ごみ、それから容器包装等の資源ごみを含めた委託収集というふうになってございまして、委員のお話にございましたように、朝日地区におきましては、一般住民の方々が直接保管施設に持ち込むことができるような拠点回収方法をとっているところもございまして、新聞紙につきましては、できるだけ町内の子供会などに出すように協力を願っているというような状況でございます。

なお、収集の総量につきましてでございますけれども、先ほど土別市の分を申し上げましたので、朝日地区の関係でございますが、段ボールにつきましては27トン、雑誌類が12トン、雑紙、紙製容器が26トンで、年間65トンというふうに聞いております。

以上でございます。

副委員長（神田壽昭君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 過去に、私自分らの自治会の例をとって、自治会で集めていただいて、1カ所に保管していただいて、それを業者の方が回収をします。そうやった方がむだがないのではないかと。そういった面では、アンケート調査もやりたいというような話もあったのですが、そこら辺の結果、お伺いしたいと思います。

副委員長（神田壽昭君） 大崎主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） 昨年7月に、市内73の自治会に対しまして、紙類の分別収集に関するアンケートを実施し、72の自治会から回答がありました。アンケートの調査内容につきましては、1点目は、自治会内に数カ所の集積場所を設置して、市民の方がその集積場所に持ち寄ることが可能なのかという問いであります。この問いに対して、可能であると答えられた自治会が15自治会、不可能であると答えられたところが47自治会、どちらとも言えないという回答が10自治会であります。

2点目は、可能であると回答された15自治会において、モデル的に実施する考えがあるかとの問いに、実施したいと答えた自治会が3自治会、実施する考えはないというのが8自治会、どちらとも言えないが4自治会でした。

3点目は、集積場所に持ち寄ることは不可能であると回答された47自治会において、その理由は何ですかとの問いであります。1つは、高齢者による集積場所までの排出が困難であると。集積場所の選定、確保及び、特に冬期間の維持管理の問題があると。あとは、適正な分別がされない心配があると。最後に、収集日以外の日に出される心配があり、というような内容で回答が寄せられたところであります。

副委員長（神田壽昭君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 今のこのアンケートのあれで、高齢者が集積場所に持っていくのが大変だからと。当然だと思うんです。ただ、僕が言っていることは、そういう大変な人たちがいるんだから、自治会で、例えば青年部だとか、すべての自治会青年部とは限らないでしょうけれども、そうやって日にちを決めて回って、家の前に置いているやつをあれして、そして自治会館なら自治会館で1カ所まとめておいて、それを業者が回収すると。

そうすることによって、業者もむだな燃料をたくことないし、回数もそれだけ走行距離も減るし、そういった面では、例えば今1,000万の予算があったとしたら、例えばその結果、積算したら800万でしたよと。そしたら、200万全部が自治会ではなくして、その中の何ぼかは自治会の経費で使っていただこうと、そういう意味でのあれで言ったんです。ですから、ここで言う高齢者だから集積場所まで排出するのが困難だとか、そういうのは僕は当たらないと思うんです。

そこで、やはり今議会でも、いわゆる高齢者、いわゆる納税組合がなくなって、自治会に移行するんですよとか、そのような形の部分、この高齢社会の中にあって、やはりいろいろな問題が自治会との関係が深まっていくのではないかなと。そういうふうには私は思うんです。それで、今後の高齢社会と自治会の関係について、どのように考えているのかお伺いいたします。

副委員長（神田壽昭君） 有馬次長。

市民部次長（有馬芳孝君） ただいまも田宮委員から、高齢化社会におきます自治会の関係につきましてお話がございました。私どもも高齢社会にありまして、自治会の果たす役割につきましては大変大きなものがございまして、協力、連携関係を維持しながら、行政、住民福祉の向上に当たっていかねばならないというふうに考えているところでございまして。

委員のお話にございましたような経費の節減等を含めまして、市長自身が協働のまちづくりというようなことを提言しておりますので、自治会の自主的あるいは主体的な活動において、自治会の責任のもとでその青年が回収し、自治会館に拠点として集めていただくというようなことが、恒常的な取り組みとして住民参加による回収というのが行われるといたしますならば、経費節減に、お話のようになっていくものというふうに考えますので、そういったことを高齢者の方の自治会でのフォローがあるということを十分勘案をいたしながら、今後一部ステーション方式とか、廃品回収の合体など、収集の効率化を視野に入れながら、収集の業務の関係につきまして、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

副委員長（神田壽昭君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 朝日町との合併したことにより、いろいろな古紙の回収とかそういう面も、今後十分検討していくべきでないかなと、このように思うのですけれども、そこら辺はどうですか。

副委員長（神田壽昭君） 有馬次長。

市民部次長（有馬芳孝君） 先ほどお話をさせていただきましたように、朝日地区と土別地区で、

紙類の分別収集等につきまして相違がございます。それぞれ回収、それから一部拠点方式の関係が相違となっておりますけれども、合併の事務事業の細部調整方針につきましては、平成20年4月から一本化を図るということで、ごみの排出、収集、運搬体制について一元化を図ることが求められておりますので、より効率的な分別回収体制を、合併を契機にいたしまして、検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

副委員長（神田壽昭君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 僕は、その自治会のあり方というのは、これから行政とも非常に大事なものがあろうと思うのです。それで、ちょっと自治会と関連してちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほど柿崎委員から、いわゆる子供の安全確保についてということで、センサーのことについて質問がありまして、防犯協会とかも通じて、各自治会にもお願いしているんだと。

そういうことで、実は、きのう家に帰ったら10時ぐらい、ある方から電話が来まして、いわゆるそういう不審者がいるので、青色灯、それをつけた自主パトロール、それが物すごく国の機関がうるさくて、なかなか出ないんだと。どうなっているのでしょうかというお電話をいただきました。

今はもうインターネットで、うちらも党のインターネットでいろいろな政策がありますので、きのう引っ張ったんです。そしたら、自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の取り扱いということで、これは警察の証明書、いわゆる市町村から防犯活動の委託を受けた者とかいろいろな項目があるみたいですが、これはどこまで進んでいるのか。

これ見たら、20ページぐらいあるんですけども、やっぱりそれは確かに、いろいろな車検証だとかいろいろつけなければならないのですけれども、こういうのはどこまで進んでいるのかどうかお聞きしたいと思います。

副委員長（神田壽昭君） ここで午後3時まで休憩いたします。

（午後 2時45分休憩）

（午後 3時00分再開）

副委員長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

田宮委員。

委員（田宮正秋君） 先ほど申し上げたとおり、市民からそういう不審なものに対する不信感から不安感からということで、青色回転灯をつけた自主パトロールの車で、非常になかなか難しいみたいですが、どうなんですかという電話をいただきまして、インターネットでちょっと党の方から資料を取ったのですけれども、そこでは、いわゆる自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の取り扱いについてということで、昨年（平成16年）11月9日、警察庁生活安全局と国土交通省自動車交通局から下記のとおり取り扱うものとするとし

た趣旨として、現下の厳しい犯罪情勢のもと、国民の間において自主的な防犯活動の機運が高まりを見せており、民間団体、地方公共団体などから、専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロールにおいて、使用する自動車に青色回転灯を装備したいとの要望が強く寄せられているところである。

しかしながら、自動車に青色回転灯を装備することは、道路運送車両の保安基準に適合しないこととなるため、警察から青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適切に行うことができる旨の証明を受けたものについては、保安基準第55条の規定により、基準の緩和認定の手續により、青色回転灯の自動車への装備について認めることとするものであると。このようになっているものですから。

その認定の手續というのは非常に難しいものなのか。また、これに対してどこまで作業を進めて、そういうような市民にも、やはりそういういろいろな書類をつくって出さなければならぬけれども、大変だけれども、2週間かかりますよ、3週間でちゃんと出ますよという、これはちゃんとした手續、車検証だとかいろいろつけてやればできることですから、それをやっぱりもしそれで進めているのであれば、そういう市民にちゃんと伝えるべきだと思うのですけれども、そこら辺お伺いいたします。

副委員長（神田壽昭君） 有馬次長。

市民部次長（有馬芳孝君） ただいま田宮委員からお話のございましたとおり、時間的なものにつきましては、2週間ないし3週間ほど申請をいたしましてからかかるような仕組みになってございます。警察署及び陸運局の申請に対する認定等が必要になってございます。

そこで、現在このような不審者とかさまざまな情報が寄せられている中での取り組みとして、大変大切なことというふうに考えておりますので、自治会の2自治会、あるいは新聞販売店等の方々、これは防犯協会の団体ということが必要になりますけれども、調整をお願いしているところがございます。早急に鋭意書類の集約を行う中で、設置に向けて努力をし、関係機関にもできるだけ市も速やかに書類の整備に入りたいと思っておりますし、許認可の関係がスムーズに行われるように鋭意努力をしまいたいというふうに考えている次第でございます。

（「これから2週間か3週間かかるんでしょう。年内に」の声あり）

まだ調整中でございます。実際の書類が警察署の段階にまだ届いていないというような状況でございますので、警察署に必要な書類を届けていくことからまず始まりまして、その届ける前の段階で、ちょっと申しわけないんですけれども、内部調整にそれぞれよいというところ、それから内部の中で、実際に車につけるわけでございますけれども、その中で、許認可の中で車検証を実は4日間ほど陸運局の方に預けなければいけない。その期間につきましては、車の使用がちょっとできなくなるというような、ちょっと残念でもございまして、そのようなこともありまして、若干調整の関係で時間がかかっている点もございまして、鋭意書類関係

の整備を進めまして、まずは警察署の方を通じて書類の申請を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

副委員長（神田壽昭君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） ですから、その担当をしている方はわかると思うんです。これは大変だとかいろいろ、4日間だとかそういうのもね。ただ、申請すれば来るやつですから。ですから、やっぱりPTAの方とかいろいろ心配している方いるのですから。

ですから、3週間で大体おりますと。これは書類そろえて出せばちゃんと来るやつですから。もうちょっとお待ちくださいと。そういうことをちゃんと関係の方に伝えてあげないと、いや大変なんだ、なかなか来ないんだとか何だかんだ言うから、うちにどうなんですかと電話が来るということで。

そういうことで、やっぱりこういういろいろな新聞報道でも、土別なんかは新聞報道で不審者がいるだとか何だかんだあるわけですから、そこら辺をちゃんと関係者に伝えていただきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

以上で総括を終わります。

副委員長（神田壽昭君） これにて総括質問を終結いたします。

副委員長（神田壽昭君） 次に、お諮りいたします。まだ付託案件の審議が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副委員長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって終わります。

なお、あすは議場において午前10時から委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時06分閉議）